

令和5年第1回岩泉町議会定例会
条例補正予算審査特別委員会会議録目次

第 1 号 (2月27日)

出席委員	1
欠席委員	1
委員会に出席した事務職員	2
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名	2
委員会日程	3
開会の宣告	5
委員長の互選	5
委員長の挨拶	5
副委員長の互選	5
教育次長、消防防災課長の発言	6
議案第 1号 岩泉町個人情報保護に関する法律施行条例について	8
議案第 2号 岩泉町情報公開・個人情報保護審査会条例について	13
議案第 3号 押印を求める手続の見直し等のための関係条例の一部を改正する条例について	18
議案第 4号 岩泉町国民健康保険条例の一部を改正する条例について	20
議案第 5号 岩泉町子ども・子育て会議条例及び岩泉町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	22
議案第 6号 岩泉町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び岩泉町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	25
議案第 7号 いわいずみっこ出産祝金条例の一部を改正する条例について	28
議案第 8号 中高年齢者就業改善施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	32

議案第 9号 岩泉町準用河川流水占用料等徴収条例について……………	36
議案第10号 岩泉町営住宅条例の一部を改正する条例について……………	41
議案第11号 令和4年度岩泉町一般会計補正予算(第9号)……………	45
散会の宣告……………	87

第 2 号 (2月28日)

出席委員……………	89
欠席委員……………	89
委員会に出席した事務職員……………	90
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名……………	90
委員会日程……………	91
開議の宣告……………	93
議案第12号 令和4年度岩泉町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)……………	93
議案第13号 令和4年度岩泉町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)……………	100
議案第14号 令和4年度岩泉町介護保険特別会計補正予算(第2号)……………	102
議案第15号 令和4年度岩泉町観光事業特別会計補正予算(第3号)……………	107
議案第16号 令和4年度岩泉町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)……………	109
議案第17号 令和4年度岩泉町大川財産区特別会計補正予算(第1号)……………	113
議案第18号 令和4年度岩泉町水道事業会計補正予算(第2号)……………	117
閉会の宣告……………	122
署名……………	123

令和5年第1回岩泉町議会定例会条例補正予算審査特別委員会記録（第1号）						
招 集 年 月 日	令 和 5 年 2 月 3 日					
招 集 の 場 所	岩 泉 町 役 場 大 会 議 室					
開会、開議、散会 延会、閉会の日時	開 会	令 和 5 年 2 月 2 7 日 午 前 1 0 時 0 0 分				
	散 会	令 和 5 年 2 月 2 7 日 午 後 3 時 3 4 分				
出席及び欠席委員 出席12人 欠席0人 (凡例) ○ 出席 × 欠席	委員 番号	氏 名	出欠 の別	委員 番号	氏 名	出欠 の別
	1	千 葉 泰 彦	○	9	早 川 ケン子	○
	2	佐 藤 安 美	○	10	三田地 和 彦	○
	3	畠 山 昌 典	○	11	合 砂 丈 司	○
	4	畠 山 和 英	○	12	三田地 泰 正	○
	5	(欠 番)		13	八重樫 龍 介	○
	6	三田地 久 志	○			
	7	林 崎 竟次郎	○			
	8	坂 本 昇	○			

正副委員長氏名	委員長	畠山昌典	副委員長	三田地泰正
委員会に出席した事務職員	事務局長	中川原克彦	副主幹	大森淳一
	主査	三浦利佳		
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名	町長	中居健一	副町長	三浦英二
	教育長	三上潤	総務課長	三上義重
	政策推進課長	佐々木真	会計管理者兼 税務出納課長	佐々木忠明
	町民課長	山岸知成	健康推進課長	三浦政宏
	経済観光交流課長	佐々木章	農林水産課長	佐々木修二
	地域整備課長	三上訓一	上下水道課長	佐藤哲也
	消防防災課長	和山勝富	危機管理課長	應家義政
	教育次長	佐々木剛		
その他の関係職員				
委員会日程	別紙特別委員会日程のとおり			
委員会に付した事件	別紙のとおり			
議事の経過	別紙のとおり			

令和5年第1回岩泉町議会定例会 条例補正予算審査特別委員会

委員会日程(第1号)

令和5年2月27日(月曜日)午前10時00分開会

1. 開 会
2. 委員長の互選
3. 委員長の挨拶
4. 副委員長の互選
5. 付議事件
 - (1) 議案第1号 岩泉町個人情報の保護に関する法律施行条例について
 - (2) 議案第2号 岩泉町情報公開・個人情報保護審査会条例について
 - (3) 議案第3号 押印を求める手続の見直し等のための関係条例の一部を改正する条例について
 - (4) 議案第4号 岩泉町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
 - (5) 議案第5号 岩泉町子ども・子育て会議条例及び岩泉町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
 - (6) 議案第6号 岩泉町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び岩泉町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
 - (7) 議案第7号 いわいずみっこ出産祝金条例の一部を改正する条例について
 - (8) 議案第8号 中高年齢者就業改善施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
 - (9) 議案第9号 岩泉町準用河川流水占用料等徴収条例について

(10) 議案第10号 岩泉町営住宅条例の一部を改正する条例について

(11) 議案第11号 令和4年度岩泉町一般会計補正予算(第9号)

6. 散 会

◎開会の宣告

○年長委員（早川ケン子君） ただいまから条例補正予算審査特別委員会を開会します。

ただいまの出席委員は12人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

（午前10時00分）

◎委員長の互選

○年長委員（早川ケン子君） これより委員長の互選を行います。

お諮りします。委員長の互選については、本職より指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○年長委員（早川ケン子君） 異議なしと認めます。

したがって、本職より指名することに決定いたしました。

本委員会の委員長には、3番、畠山昌典委員を指名します。

畠山昌典委員長と委員長を交代します。

ご協力ありがとうございました。

〔委員長の交代〕

◎委員長の挨拶

○委員長（畠山昌典君） おはようございます。委員長を務めます畠山昌典でございます。

本委員会には、条例10件と補正8件、計18件を付託されております。審査に当たりましては慎重審査と、そしてスムーズな進行にご配慮をよろしく願いいたします。

◎副委員長の互選

○委員長（畠山昌典君） これより副委員長の互選を行います。

お諮りします。副委員長の互選については、本職より指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山昌典君） 異議なしと認めます。

したがって、本職より指名することにします。

副委員長には、12番、三田地泰正委員を指名します。

◎教育次長、消防防災課長の発言

○委員長（畠山昌典君） ここで発言の申出がありますので、これを許可します。

佐々木剛教育次長、どうぞ。

○教育次長（佐々木 剛君） 去る2月18日の岩手日報朝刊におきまして、岩泉町教育委員会傍聴人規則に、精神に異状があると認められる者は傍聴できないものと規定されていることについて、障害者差別解消法が禁止する不当な差別的取扱いに当たる可能性があるとの新聞報道がなされましたことから、その内容と今後の対応についてご報告させていただきます。

岩泉町教育委員会傍聴人規則は、昭和32年1月7日に制定されており、同規則第3条において、「精神に異状があると認められる者」など4項目のいずれかに該当する者は傍聴できないものとして規定されているところであります。

教育委員会の会議の傍聴につきましては、住民への説明責任を果たし、教育行政に関する理解と協力を得る観点から、原則公開とされているところでありますが、会議の傍聴に関する必要な事項につきましては、傍聴人規則を定めて運用しているところであります。障害を理由とした差別につきましては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律第7条第1項において、「行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない」と規定されているところであり、このことから傍聴人規則において、精神の障害を理由に傍聴を禁止する旨の規定をしておりましたことは不適切であったと認識しているところであります。

以上のことから、岩泉町教育委員会傍聴人規則につきましては、令和5年3月に開催する予定であります令和5年第2回岩泉町教育委員会定例会において改正を行うよう、速やかに関係事務を執り進めてまいりたいと考えておりますので、今後におきましても議員各位のご理解とご指導をお願い申し上げます。

以上で教育委員会事務局からの報告とさせていただきます。終わります。

○委員長（畠山昌典君） これについて何か質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山昌典君） 次に、和山勝富消防防災課長、どうぞ。

○消防防災課長（和山勝富君） 昨年4月3日に発生いたしました防災ヘリの散水による消防団員の負傷事故につきまして、国の運輸安全委員会による航空機事故調査報告書が今月16日に公表されましたので、ご報告を申し上げます。

報告書によると、同種事故の防止策といたしまして2点の指摘がございました。ヘリコプターと地上消防隊の連携といたしまして、特に火災が収まりつつある状況においては、延焼区域が狭くなり、ヘリコプターと地上活動隊の消火位置が重複する可能性が高くなる。ヘリコプターの飛来に合わせて、地上員が散水位置から急遽退避することは困難であることから、消火場所が重複しないよう、ヘリコプター側の行動予定及び散水位置について緊密に情報交換を行い、入手した情報をどのように確実に伝達するのか、さらに検討することが望ましいとしております。

また、2つ目は、適切な飛行速度の選定といたしまして、散水時の拡散状況は飛行速度の影響が大きいことから、極端な低空飛行が必要な場合は、地上活動隊への影響を考慮し、消火位置を十分把握した後に散水することが必要であるとの指摘がございます。飛行時の推奨速度は20から40ノットでございますが、事故発生時は4ノットで飛行しており、水が拡散されず、消防団員への衝撃が増した可能性があるとしております。

防災航空隊では、昨年6月に3点の再発防止策を県内12消防本部に通知しておりますが、今月16日の記者会見におきまして、来月半ばまでに消火活動マニュアルを改正する方針としております。今回の調査の中で、事故を目撃した消防団員は、情報は消防職員から得ていたと口述しておりますが、県の改正を受けまして、消防団の活動マニュアル等に係る改正につきまして対応してまいります。

報告は以上でございます。

○委員長（畠山昌典君） これについて何か質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

◎議案第1号 岩泉町個人情報の保護に関する法律施行条例について

○委員長（畠山昌典君） それでは、審査に入ります。

審査に先立ちまして申し上げます。携帯電話をお持ちの方は、音の出ない設定にお願いいたします。

議案第1号 岩泉町個人情報の保護に関する法律施行条例についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

三上義重総務課長、どうぞ。

○総務課長（三上義重君） おはようございます。3日間の委員会になりますが、どうぞよろしく願いいたします。それでは、議案第1号の岩泉町個人情報の保護に関する法律施行条例につきましてご説明させていただきます。

本条例は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、個人情報の保護に関する法律が改正され、令和5年4月1日から本町にも個人情報の保護に関する法律が直接適用されることから、条例に委任された事項等を定めるため、この条例を制定するものでございます。

それでは、本条例の説明に入ります。次のページ、2ページの別紙を御覧願います。

第1条は、条例の趣旨を定めるものです。

第2条では、この条例で使用する用語の定義を定めております。

第3条は、開示決定等の期限を定めるものであります。第1項では、開示決定期限を開示請求があった日から15日以内とし、第2項では事務処理上の困難、その他正当な理由があるときは、開示決定期限を30日以内に限り延長することができることとしてございます。

第4条は、開示決定等の期限の特例を定めるものであります。開示請求に係る保有個人情報著しく大量であるため、事務の執行に著しい支障が生ずるおそれがある場合は延長することができることとしてございます。

第5条は、開示請求に係る手数料等を定めるものです。手数料は無料とし、写し等の交付に要する費用については実費徴収することとしてございます。

第6条は、審査会への諮問を定めるものです。岩泉町情報公開・個人情報保護審査会

に、個人情報の適正な取扱いを確保するため、専門的な知見に基づく意見を聴くことができることとしております。

第7条は、条例の実施に関する細目的事項について、実施機関に委任することを定めるものです。附則第1項は、この条例の施行期日を定めるもので、令和5年4月1日から施行することとします。

附則第2項は、岩泉町個人情報保護条例、以下旧条例と表現しますが、旧条例を廃止することを定めるものであります。

附則第3項から第6項までは、旧条例の廃止に伴う経過措置を定めるものです。附則第3項は、旧条例に基づく職員、委託を受けた業務に従事していた者、指定管理者が管理する公の施設の管理の業務に従事していた者は、知り得た旧個人情報について、みだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならないとする義務を定めております。

附則第4項は、施行日前に請求された開示請求等に係る開示等についての経過措置を定めるものです。

附則第5項は、施行日前に諮問された調査審議についての経過措置を定めております。

附則第6項は、旧条例に基づく岩泉町個人情報保護審査会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならないとする義務を定めるものです。

附則第7項は、岩泉町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例を一部改正するものであり、次の5ページ、参考資料1の新旧対照表に記載してありますとおり、秘密保持義務に係る規定における旧条例の引用を削るものであります。

なお、最後のページ、6ページに、参考資料2としまして、個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3本の法律を1本の法律に統合した個人情報保護制度見直しの全体イメージ図をおつけしておりましたので、御覧願いたいと存じます。

以上で議案第1号 岩泉町個人情報の保護に関する法律施行条例についての説明を終わります。ご審査のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（畠山昌典君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入りますが、会議録調製の関係から、課長等以外が答弁する場合には、

総括室長あるいは室長等から答弁させる旨申し出て、委員長の許可を得てから発言するよう、またマイクを使用して発言するようご協力をお願いいたします。

次に、委員の皆様申し上げます。説明者に対する質疑は、なるべく簡単明瞭にお願いします。会議録調製の都合から、発言の際は議席番号を言ってから発言をお願いいたします。

これから議案第1号について質疑を行います。質疑はありますか。

8番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） おはようございます。それでは、一、二点お伺いします。

この提案理由の中では、デジタル社会の形成を図るためとなります。このことによって、今までの法律がデジタル形成になったということでの町民への影響というのは、どういうふうに町民として捉えておけばいいかというのについてはいかがでしょうか。

○委員長（畠山昌典君） 三上総務課長。

○総務課長（三上義重君） ご質問のありました、提案理由にありますデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律ということで、こちらのほうは新型コロナウイルスの感染拡大の、コロナ禍の中でもございまして、ICT等の推進が進められてございまして、国のほうからもそういった部分でこの関係法律、様々な法律の整備が変わってきています。この後、議案の第3号でも出てきます押印廃止なり、そういった動きもございましたが、町民の皆様への影響という部分では、今回の改正にもございますが、この個人情報の保護に関する部分に関しましても、国の法律に基づくものになって、今まで町独自の条例だったものを国の法律を基にして、それでその施行条例ということになってございまして、町民の皆様に対する部分で大きな影響というのは、まずデメリット的な部分はないものと認識してございます。

○委員長（畠山昌典君） 8番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） 町民には直接の影響は出てこないということと、それからこの6ページで見ると、現行ですと所管が地方公共団体が一部入っているのですが、見直し後は個人情報保護委員会というか、そういうふうなことで地方公共団体がここから外れたということについての説明をお願いします。

○委員長（畠山昌典君） 三上総務課長。

○総務課長（三上義重君） 参考資料の全体イメージ図の部分につきましてでございますけれども、こちらは左側の現行のほうは、それぞれ所管する部分で行っていたものを見直し後は一本化ということで、そのために町としましても、先ほどの個人情報の保護の関係あるいは情報公開の関係、そちら一本化しまして、地方公共団体が関与しなくなったわけではなくて、これを一本化して行いますということのイメージですので、そこはご理解いただければと思います。

○委員長（畠山昌典君） 12番、三田地泰正委員。

○委員（三田地泰正君） 私は、7条の経過措置について伺いますが、これはおおむね何年間ぐらい適用されるのか、まずお伺いします。

○委員長（畠山昌典君） 三上課長。

○総務課長（三上義重君） ただいまのご質問のあった7条でございますか、委任の関係。附則のほうでしょうか、附則の経過措置。

○委員（三田地泰正君） 経過措置。

○総務課長（三上義重君） 経過措置、附則のほうでございますか。附則のほうは、施行が令和5年4月1日からになりますので、その前の段階のところ、そこまでの段階の経過措置となっております。

○委員（三田地泰正君） 年数はどのぐらいか。具体的に。

○総務課長（三上義重君） それでは、補足します。3月31日までに審査があった部分につきましては今までの部分ということで、4月1日以降の審査請求があれば、この新しい条例のほうに基づいて行いますということでございます。

○委員長（畠山昌典君） 12番、三田地委員。

○委員（三田地泰正君） いやいや、たまたま実施機関とか、あるいは指定管理者等に従事した方が辞めてから何年ぐらいこの守秘義務というか、これが該当するのか、おおむねの年数、あるいははっきりしていたらば何年間適用されるのかについてお伺いします。

○総務課長（三上義重君） 竹花総務文書室長。

○委員長（畠山昌典君） 竹花総務文書室長。

○総務文書室長（竹花 淳君） お答えいたします。

守秘義務に関する義務は、何年間の経過なく、引き続きずっとになります。

以上です。

○委員長（畠山昌典君） 12番、三田地委員。

○委員（三田地泰正君） 審査会の諮問についてお伺いしますが、この審査会、せっかくの条例ですから具体的にお聞きしますが、構成は何人で、そしてまたこの専門的な知見を有する方々というのが、どういう身分の方々がなられるかお伺いします。

○総務課長（三上義重君） 竹花室長。

○委員長（畠山昌典君） 竹花室長。

○総務文書室長（竹花 淳君） お答えいたします。

審査会の委員の方は5名になっておりまして、大学の教授の方が1名、弁護士の方が1名、それから町内の機関になりますけれども、商工会の会長、それから宮古人権擁護委員協議会岩泉部会の部会長、それから岩泉地区更生保護女性の会の会長の5名を委員として委嘱しております。

以上です。

○委員長（畠山昌典君） 12番、三田地委員。

○委員（三田地泰正君） ありがとうございます。それで、この条例が施行されてから今日まで、いわゆる開示請求なり諮問等の関係が何件かあったのかお伺いします。

○委員長（畠山昌典君） 三上課長。

○総務課長（三上義重君） ご質問のありました今まで開催実績があったかということでございますが、現在の条例制定、旧条例のほう平成18年4月に制定しておりますが、それ以来一度も開催はしてございません。

以上でございます。

○委員長（畠山昌典君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山昌典君） これから議案第1号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山昌典君） 討論なしと認めます。

これから議案第1号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山昌典君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

◎議案第2号 岩泉町情報公開・個人情報保護審査会条例について

○委員長（畠山昌典君） 議案第2号 岩泉町情報公開・個人情報保護審査会条例についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

三上総務課長、どうぞ。

○総務課長（三上義重君） それでは、議案第2号の岩泉町情報公開・個人情報保護審査会条例につきましてご説明させていただきます。

こちら先ほどの第1号と同じ、関連がございますが、本条例もデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、個人情報の保護に関する法律が改正され、現行の個人情報保護審査会を見直さなければならないことから、現行の情報公開審査会及び個人情報保護審査会を統合し、岩泉町情報公開・個人情報保護審査会として設置するため、この条例を制定するものでございます。

それでは、本条例の説明に入ります。次のページ、2ページの別紙を御覧願います。

第1条は、条例の趣旨を定めるものでございます。

第2条は、岩泉町情報公開・個人情報保護審査会、以下審査会と表現いたしますが、審査会の設置を規定してございます。審査会では、岩泉町情報公開条例、個人情報の保護に関する法律又は議会の個人情報の保護に関する条例の規定に基づく諮問に応じ審査請求について調査審議をすること、個人情報の適正な取扱いに係る諮問に応じ調査審議をすることとしてございます。

第3条は、この条例で使用する用語の定義を定めてございます。

第4条は、審査会の組織を定めております。

第5条は、委員の任期等を定めるものであります。委員については、現在情報公開審査会の委員及び個人情報保護審査会の委員として同一の方を委嘱していることから、引き続き情報公開・個人情報保護審査会の委員をお願いするものであります。

第6条には会長を、第7条には会議を定めております。

第8条は、審査会の調査権限を定めるものです。調査会の調査権限として次のとおり定めることとします。まず1つとしまして、審査会は諮問実施機関に対し、公文書又は保有個人情報の提示を求めることができます。

2つ目としまして、審査会は諮問実施機関に対し、公文書または保有個人情報を分類し、また整理した資料の作成、提出を求めることができます。

3つ目としまして、審査会は審査請求人、参加人、諮問実施機関に対し、意見書又は資料の提出を求めることや調査等を行うことができることとしてございます。

第9条は、意見の陳述を定めるものであります。審査会は、審査請求人等から申立てがあったときは、口頭で意見を述べる機会を与えるよう努めることを定めるものであります。

第10条は、意見書等の提出を定めるものです。審査請求人等は、審査会に対し、意見書を提出することができることを定めてございます。

第11条は、委員による調査手続を定めるものです。審査会は、指名する委員に情報の閲覧、調査、審査請求人等の意見の陳述を聞かせることができることを定めてございます。

第12条は、提出資料の写しの送付等を定めるものでございます。審査会は、意見書又は資料の提出があったときは、それらを提出した者の意見を聞き、他の審査請求人等に対し送付することを定めてございます。

第13条では、審査請求に係る調査審議の手続は公開しないこととしてございます。

第14条は、答申書の送付等を定めるものであります。審査会は、答申をしたときは答申書の写しを審査請求人又は参加人に送付し、答申の内容を公表することを規定してございます。

第15条は、審査会の庶務を定めるもので、総務課において処理することとします。

附則第1項は、この条例の施行期日を定めるもので、令和5年4月1日から施行することとします。

附則第2項は、岩泉町個人情報保護条例の廃止及び岩泉町情報公開条例の改正に伴う委員の委嘱及び任期の特例を定めるものであります。現行の個人情報保護審査会の委員

及び情報公開審査会の委員は、引き続き岩泉町情報公開・個人情報保護審査会の委員に委嘱されたものとみなすこととします。当該引き続き委嘱される委員の任期は令和6年8月31日まで、これは現任期の残任期間でございます。令和6年8月31までとすることとしております。

附則第3項及び第4項は、現行の情報公開審査会の廃止に伴う経過措置を定めるものであります。附則第3項は、施行日前に諮問された調査審議についての経過措置を定めてございます。

附則第4項は、改正前の岩泉町情報公開条例に基づく岩泉町情報公開審査会の委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならないとする義務を規定しています。

附則の第5項は、岩泉町情報公開条例を一部改正するものであり、次の7ページ以降、参考資料の新旧対照表に記載のとおり、審査会の名称を改め、情報公開審査会に係る規定を削るものでございます。

以上で議案第2号 岩泉町情報公開・個人情報保護審査会条例についての説明を終わります。ご審査のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（畠山昌典君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第2号について質疑を行います。質疑はありますか。

8番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） 1つお伺いします。

先ほど委員が選任されてから5年ほどというふうな、前の委員ですが、そして会議は一回も開催されていないというふうなものを受け答えを、ちょっと勘違いしているか聞きます。これを見ると委員の任期は2年であり、それから審査会には会長を置くために委員の互選で決めるとなると、どうしても委員会を開く必要があるように思われますが、先ほどの私の聞き違いだったのか、委員会が開かれているのではないかと思うのですが、そのご答弁をお願いします。

○委員長（畠山昌典君） 三上総務課長。

○総務課長（三上義重君） 委員会の開催につきましては、先ほど議案第1号でもご答弁申し上げましたが、平成18年に制度のほう始まりましてからは審査請求がございませんでしたので、そのために委員会は開催されてございません。

○委員長（畠山昌典君） 8番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） 委員会そのものは開かれていないというのですけれども、会長は委員の互選によるとなっているために、どうしてもそこに委員会の開催の義務づけがあるのではないかと捉えられるわけですが、その説明をお願いします。

○委員長（畠山昌典君） 三上課長。

○総務課長（三上義重君） 委員会の目的自体が、審査の請求があったときにまず開催いたしますが、その際にそうなると会長のほうの選任を会議を開いた際にお問い合わせするような形で、それでスタートというふうなことになるものと思っております。

○委員長（畠山昌典君） 8番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） とはいいいながら、委員の任期は2年なものですから、すると2年に1回はどうしても会長の互選のために会議が開かれてもいいのではないかというふうな考えられるのですが、それがもう会議がずっと何年間も開かれていないということになると、そのところのすみ分けをお願いします。

○委員長（畠山昌典君） 三上課長。

○総務課長（三上義重君） 審査会の会議自体がまずは審査請求の案件が出たときに開催することになってございますので、その際に請求が出た段階で会議のほうを速やかに開催して、そのときに会長をこのとおりで決めて、そして審議していただくというような形になってございました。

○委員長（畠山昌典君） 8番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） 私が理解ができないのかな。委員の任期は2年と書いてあるわけですよね。委員の任期は2年と書いてあるので、2年に1回は何らかの形で委員会は開かれてしかるべきではないかというふうな思いがあるからお伺いしていますが、そのところをお願いします。

○委員長（畠山昌典君） 三上課長。

○総務課長（三上義重君） 説明のほうが大変舌足らずで申し訳ございませんが、通常の会議であれば、やはり審議する項目等があり、定期的に会議を開催して、そのために会長なりをまず任期の切れるところでは更新のほうのを開くわけでございますけれども、この審査会条例は審査請求があったときに、そこで対応して開く会議でございますので、

その際に会長を選任して会議を進めるというものになってございますので、通常の会議での部分とはちょっと変わっているものと認識してございます。でないと、会議を開催しても、会長だけを決めて終わってしまうような会議になってしまいますので、その会議の趣旨からいきますと、必要に応じて、会議開催のときに、その際に会長を決めていただいて、そこで会議を進めて、速やかに事務を進めていくというものと認識してございます。

○委員長（畠山昌典君） 8番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） 納得をしたような気もしますが、まだ論議中なので、いいですか。今町長も出てきたので、休憩したほうがいいのかと思いましたが、決まりましたか。

○委員長（畠山昌典君） 課長、何か補足説明ありますか。どうぞ。

○総務課長（三上義重君） 先ほど説明をいたしました内容で、実際よく会議の際に、まだ会長が決まっていないときには町長名で招集して、それから会長を決める形が多いのですが、確かにここの条例の中では、町長が招集するという部分が明記されてはございませんので、ちょっとその辺も内容のほうが、今までの事務の流れといいますか、この会議開催の事務の流れは、必要な際にまず会議開催ということでしたので、その辺を会議運営のほうも、委員会運営のほうも考えながら、そこに合わせて、条例のほうもそこに合ったような形に、今後もし直すようであれば直していきたいと思っておりますので、あんまり内容のほうにずれがないような形で進めてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長（畠山昌典君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山昌典君） これで質疑を終わります。

これから議案第2号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山昌典君） 討論なしと認めます。

これから議案第2号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山昌典君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

◎議案第3号 押印を求める手続の見直し等のための関係条例の一部
を改正する条例について

○委員長（畠山昌典君） 続きまして、議案第3号 押印を求める手続の見直し等のための関係条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

三上総務課長、どうぞ。

○総務課長（三上義重君） それでは、議案第3号の押印を求める手続の見直し等のための関係条例の一部を改正する条例につきましてご説明させていただきます。

本条例は、令和2年7月7日付で総務省から「地方公共団体における書面規制、押印、対面規制の見直しについて」が発出され、これにより地方公共団体における取組として、国の法令等に基づいて地方公共団体が実施する手続及び独自に実施する手続について、書面規制、押印、対面規制の見直しを行うことは、新型コロナウイルス感染症の蔓延防止のみならず、行政サービスの効率的、効果的な提供にも資するものとなることから、令和4年9月6日に押印等の見直し基準を策定し、押印等の見直しを進めており、今般条例で規定されている押印手続等を廃止するため、岩泉町固定資産評価審査委員会条例、職員のサービスの宣誓に関する条例及び岩泉町火入れに関する条例を一括して改正しようとするものでございます。

それでは、本条例の説明に入りたいと思います。4ページ、参考資料の新旧対照表を御覧願いたいと存じます。第1条の岩泉町固定資産評価審査委員会条例の一部改正につきましては、第4条第4項の審査申出書への押印、第8条第5項の口述書への署名押印を廃止するものでございます。

続きまして、5ページ、第2条の職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正につきましては、宣誓書への署名押印を廃止するものでございます。

6ページ以降、第3条の岩泉町火入れに関する条例の一部改正につきましては、火入許可証への押印を廃止し、併せて所要の整備を図るものでございます。

以上が改正の内容となっております。

別紙の3ページに戻っていただきまして、附則でございますが、この条例の施行期日を定めるもので、令和5年4月1日から施行することとしてございます。

以上で議案第3号 押印を求める手続の見直し等のための関係条例の一部を改正する条例についての説明を終わります。ご審査のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（畠山昌典君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第3号について質疑を行います。質疑はありますか。

12番、三田地泰正委員。

○委員（三田地泰正君） 町には様々な条例があって、そして今まではふだんどおり押印をしてきたのですが、今回はこの提案理由にもあるように、国や県が進めているわけだ。それで、今度出されたのが評価審査委員会、職員の服務、火入れの3件なわけだが、全く私は一部だと思っているのですが、町の様々な条例の中でこの3件だけが見直されればいいのか、それとも今後見直さなければならない関係条例がどのくらいあるのかお伺いします。

○委員長（畠山昌典君） 三上総務課長、どうぞ。

○総務課長（三上義重君） それでは、この押印見直しに関しましては、条例で改正が必要な部分はこの3本でございまして、実はこれに附随しまして、規則が69本、様式のほうがこれは308ございます。規則が69本の308様式。要綱が121本、様式が326。要綱は121本の326様式、こちらのほうの改正を何とか年度末までにしたいということで今進めているところでございます。

○委員長（畠山昌典君） よろしいですか。ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山昌典君） 質疑なしと認めます。

これから議案第3号の討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山昌典君） 討論なしと認めます。

これから議案第3号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山昌典君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

席替えをお願いします。

◎議案第4号 岩泉町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

○委員長（畠山昌典君） 議案第4号 岩泉町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

山岸知成町民課長、どうぞ。

○町民課長（山岸知成君） それでは、議案第4号 岩泉町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてをご説明いたします。

今回の一部改正は、健康保険法施行令の一部改正に伴い、所要の整備を図ろうとするものでありますが、具体的には出産育児一時金の金額が改められたことに伴う改正となっております。

それではまず、議案3ページの参考資料1、新旧対照表をお開きください。第3条で規定しております出産育児一時金の金額について、「40万8,000円」を「48万8,000円」に改めるものでありますが、さらに詳細な説明が必要であるため、次のページの参考資料2、岩泉町国民健康保険条例の一部を改正する条例の主な改正内容を御覧いただきたいと思っております。改正前の子産育児一時金は、本条例第3条で定めている40万8,000円に、同条ただし書を受け、施行規則で定めている産科医療補償制度掛金分の加算額1万2,000円を合わせた総額42万円を支給してきたところです。

今回の改正により、第3条で規定する額を48万8,000円とし、これに加算額の1万2,000円を合わせた50万円を支給しようとするものであります。

2ページの別紙、改正文にお戻りください。附則により、この条例の施行期日は令和5年4月1日とするものであり、同日前の被保険者の出産に係る出産育児一時金については、なお従前の例によることとなります。

以上で説明を終わります。ご審査のほどよろしくお願いします。

○委員長（畠山昌典君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第4号について質疑を行います。質疑はありませんか。

12番、三田地委員。

○委員（三田地泰正君） 時代の流れといいますか、適正な額だというような気がするのですが、そこでこの改正された対照表を見ていて、最近の夫婦の在り方といいますか、各家族の状況を見ていて、いわゆるこの一時金は出産した被保険者の世帯の世帯主に対して支払えるわけだが、中には出産を前にして離婚をしたり、あるいは別居をしたり、そういう家庭が見られるような状況もあると聞くのですが、この場合にも出産した本人には行かないで、世帯主に払うということになっているような、この改正案だがね、今までもそうだが。本人に渡らないようなケースが生じないのか、どういうチェックをするのかお伺いします。

○町民課長（山岸知成君） 中野国保年金室長。

○委員長（畠山昌典君） 中野室長。

○国保年金室長（中野慎也君） お答えいたします。

出産前に離婚または別居をした場合に係る支給の仕方ですけれども、離婚を行ったと同時に世帯分離が行われまして、世帯主が配偶者である、例えば妻ですとか、そういった者に変更になったと同時に、支給についてもその変更後の世帯主である配偶者、妻、こちらのほうに支給することになりますので、必ず支給はされると、本人への支給はされるということになります。

○委員長（畠山昌典君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山昌典君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第4号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山昌典君） 討論なしと認めます。

これから議案第4号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山昌典君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。
お願いします。

◎議案第5号 岩泉町子ども・子育て会議条例及び岩泉町特定教育・
保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・
子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例について

○委員長（畠山昌典君） 議案第5号 岩泉町子ども・子育て会議条例及び岩泉町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

三浦政宏健康推進課長、どうぞ。

○健康推進課長（三浦政宏君） それでは、議案第5号 岩泉町子ども・子育て会議条例及び岩泉町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明をいたします。

この条例は、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令の施行に伴い、所要の整備を図るため制定するものでございます。

概要といたしましては、法改正等により、引用条文の条項ずれや懲戒権限の濫用禁止規定の削除等について整理するものでございます。

それでは、4ページの新旧対照表を御覧願います。岩泉町子ども・子育て会議条例の一部改正でございます。第1条及び第2条につきまして、引用条文の条ずれに伴う条の繰上げとなっております。

5ページを御覧ください。岩泉町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに

特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部改正でございます。

第4条第2項から9ページの第20条第4号、同じく第35条の第1項から11ページの第39条第2項、第51条及び13ページの第52条につきまして、引用条文の条項ずれに伴う整理をするものでございます。

続きまして、9ページにお戻りを願います。第26条につきまして、懲戒権限の濫用禁止規定を削除するものでございます。

3ページにお戻り願います。附則といたしまして、この条例は令和5年4月1日から施行することとしております。ただし、第2条中の改正後の岩泉町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例第26条の規定につきましては、公布の日から施行することといたします。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○委員長（畠山昌典君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第5号について質疑を行います。質疑はありますか。

12番、三田地委員。

○委員（三田地泰正君） 知っている範囲では、こども家庭庁設置が、いわゆる今までの縦割り行政の弊害をなくするというふうなことでつくられたような感じもしているのですが、子育ても含めて。

そこで、当町が設置している子ども・子育て会議、これは現行法と改正後で、構成メンバーはどのような構成になるのかお伺いします。

○委員長（畠山昌典君） 三浦課長。

○健康推進課長（三浦政宏君） お答えいたします。

岩泉町の子ども・子育て会議の構成メンバーでございます。今10人委員をお願いしておりました。その中で、子供の保護者4名、具体的に申しますといわいずみこども園、こがわこども園、おもとこども園の保護者の代表の方、会長様が主になります。あと、岩泉の子育て支援センターということで、その代表の方1名、あとは町内の事業主の代表の方々ということで、現在でありますと社会福祉協議会の会長さん、あとNPOのクチェカの理事長さん、あとは岩泉町の主任児童委員、民生児童委員から1名、あとは町

内のこども園の園長さん3名ということで、合計10名の委員で構成をして、毎年度開催していろいろな意見をお伺いしているところでございます。

○委員長（畠山昌典君） 12番、三田地委員。

○委員（三田地泰正君） この中に、いわゆる保育園等を所管している……教育委員会が入っているのか入っていないのかお伺いします。

○委員長（畠山昌典君） 三浦課長。

○健康推進課長（三浦政宏君） お答えいたします。

現在の子ども・子育て会議の委員には、教育委員会の関係者は入ってはいません。

○委員長（畠山昌典君） 12番、三田地委員。

○委員（三田地泰正君） 私の聞るところによれば、いわゆる教育施設、こども園等々の事務はこども家庭庁ができて教育、いわゆる文科省の所管というふうに聞いているのですが、教育委員会は入らなくても問題はないのか、改めてお伺いします。

○委員長（畠山昌典君） 三浦課長。

○健康推進課長（三浦政宏君） お答えいたします。

今委員ご指摘の件でございますが、私どももこの委員会を開催しまして、いろいろご意見を伺っているところでございますが、中身というか、真にご意見をいただく内容といたしましては、やはり教育委員会の関係部分も結構ございますので、来年度こども家庭庁が創設されることに伴いまして、今回私どものこども・子育て会議の委員も検討をしなければならぬのかなと考えておりましたので、ちょっと今後の検討事項とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○委員長（畠山昌典君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山昌典君） これで質疑を終わります。

これから議案第5号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山昌典君） 討論なしと認めます。

これから議案第5号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山昌典君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

ここで、換気のために午前11時15分まで暫時休憩します。

休憩（午前11時03分）

再開（午前11時15分）

○委員長（畠山昌典君） 休憩前に引き続き条例補正予算審査特別委員会を再開します。

ただいまの出席委員は12人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

◎議案第6号 岩泉町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び岩泉町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○委員長（畠山昌典君） 議案第6号 岩泉町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び岩泉町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

三浦健康推進課長、どうぞ。

○健康推進課長（三浦政宏君） それでは、議案第6号 岩泉町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び岩泉町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

この条例は、児童福祉施設等の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令、民法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴い、所要の整備を図るため制定するものでございます。

概要といたしましては、法改正等により、安全計画の策定等の義務化や自動車を運行する場合の利用者の所在確認の義務化等について整理をするものでございます。

それでは、6ページの新旧対照表を御覧願います。岩泉町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正でございます。第7条第1項につきまして、今回追加する第8条の3第2項の規定において、利用乳幼児の送迎が不要とされる居宅訪問型保育事業者は該当しないこととなりますことから、居宅訪問型保育事業者を除く規定の部分に当該条項を追加するものでございます。

7ページを御覧願います。第8条の2につきまして、設備の安全点検や定期的な職員研修、避難訓練等、安全に関する計画の策定やその実施等について義務を課す規定を追加するものでございます。

第8条の3につきまして、利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、乗車、降車の際に利用乳幼児の所在確認の義務化や送迎等、日常的に自動車を運行する場合には、車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、所在確認を義務づける規定を追加するものでございます。

8ページを御覧願います。第11条につきまして、家庭的保育事業所等における保育と児童発達支援における支援の一体的な実施を可能とするため、保育に支障がない場合に限り、設備や人員基準を緩和することができるよう改めるものでございます。

第14条につきましては、懲戒権限の濫用禁止規定を削除するものでございます。

第15条第2項につきまして、感染症及び食中毒の予防及び蔓延防止に必要な措置を明確化するよう改めるものでございます。

9ページを御覧願います。岩泉町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正でございます。第7条の2につきまして、設備の安全点検や定期的な職員研修、避難訓練等、安全に関する計画の策定やその実施について義務を課す規定を追加するものでございます。

第7条の3につきましてでございますが、利用者の移動のために自動車を運行するときは、乗車、降車の際に利用者の所在確認を義務づける規定を追加するものでございます。

10ページを御覧願います。第13条の2につきまして、感染症や非常災害の発生時において、継続的に実施するための非常時の体制で、早期の業務再開を図るための計画策定やその実施等について努力義務を規定するものを追加するものでございます。

第14条につきまして、感染症及び食中毒の予防及び蔓延防止に必要な措置を明確化するよう改めるものでございます。

4ページにお戻り願います。附則といたしまして、この条例は令和5年4月1日から施行することとしております。ただし、第1条中、改正後の岩泉町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第14条の規定については、公布の日から施行することといたします。

経過措置といたしまして、第1条中、改正後の岩泉町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第8条の3第2項の規定については、利用乳幼児の送迎等日常的に自動車を運行する場合、車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備えること等が困難な場合は、令和6年3月31日までの間は努力義務とすることといたします。

また、第2条中、改正後の岩泉町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第7条の2の規定にあります安全計画の策定は、令和6年3月31日までの間は努力義務とすることといたします。

以上で説明を終わります。ご審査のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（畠山昌典君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第6号について質疑を行います。質疑はありますか。

8番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） 具体的なことで、家庭的保育事業等と、それから放課後ということになれば、放課後のほうは放課後児童クラブのことかなというふうに想定されますが、この前段のほうの家庭的保育事業等といった場合は、こども園とか民営保育園があるのですが、どこのことを総括して出しているのかどうか、ご説明をお願いします。

○健康推進課長（三浦政宏君） 相沢子育て支援室長。

○委員長（畠山昌典君） 相沢子育て支援室長。

○子育て支援室長（相沢光栄君） お答えいたします。

家庭的保育事業というのは、今岩泉町ではない事業になりますが、イメージといたしましては、例えば前に、昔というか、ご家庭で子守りさんをやってもらっているような、対象児童が3歳未満のお子さんをそれぞれのご家庭で保育をするといったような事業となります。

○委員長（畠山昌典君） 8番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） 分かりました。岩泉ではそういうふうには、子守りさんではないですけれども、そういうふうな対象の方となります。

それから、放課後児童クラブについての安全基準を定めていますが、このコロナ禍で、どうしても一般教室よりも放課後児童クラブのほうが混み具合が結構強いなというふうには思ったりもしていますが、これらについての基準というのはこれらには合致してくるのかどうか、現状ではいかがでしょうか。

○委員長（畠山昌典君） 三浦課長。

○健康推進課長（三浦政宏君） お答えいたします。

この条例の該当施設に放課後児童クラブは合致してきますので、この規定どおりに何とか運営するような方向で努力していきたいなと思っております。

○委員長（畠山昌典君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山昌典君） これで質疑を終わります。

これから議案第6号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山昌典君） 討論なしと認めます。

これから議案第6号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山昌典君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

◎議案第7号 いわいずみっこ出産祝金条例の一部を改正する条例について

○委員長（畠山昌典君） 続きまして、議案第7号 いわいずみっこ出産祝金条例の一部を改正する条例についてを議題いたします。

三浦健康推進課長、どうぞ。

○健康推進課長（三浦政宏君） それでは、議案第7号 いわいずみっこ出産祝金条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

この条例は、町民の子供の誕生を祝福し、いわいずみっこ出産祝金を増額することで、さらなる子育て支援を行うことを目的といたして、所要の整備を図るため制定するものでございます。

内容といたしましては、出産祝金を増額することに伴い、出産祝金の額を改めるものでございます。

それでは、3ページの新旧対照表を御覧願います。第3条につきまして、第1子、第2子のお産祝金の額を増額いたしまして、出生児1人につき一律10万円を支給するというようにしたいと思っております。

2ページにお戻り願いたいと思います。附則といたしまして、この条例は令和5年4月1日から施行することとしております。

経過措置といたしまして、令和5年3月31日までに出生した出生児に係る祝金の支給につきましては、現行の条例に規定する金額とすることといたします。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○委員長（畠山昌典君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第7号について質疑を行います。質疑はありますか。

8番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） このいわいずみっこ出産祝金の条例については、議会としても政務調査会で町長をはじめ皆さんに要請をしていたところでございましたが、ご対応いただきまして、このことについてはまず感謝申し上げたいと思います。

そこで、そのときの対応の中で、子育て支援のための成長期の時期、時期についても検討を重ねたいというふうなお話もありました。50近い事業については、既に一覧表として頂いているわけですが、この出産祝金に伴っての関連した関係会議で、そういうことがお話しされたかどうかというのはいかがですか。

○委員長（畠山昌典君） 三浦課長。

○健康推進課長（三浦政宏君） お答えいたします。

この本条例の提案をする前に、庁内の関係課と協議はしてございます。今年度ではな

く前年度からも議会側からご要望をいただいておりますところをごさいます、この検討事項は昨年度から、どういった支援が岩泉町の子供たち、あるいは子供を育てる家庭に支援がマッチするのかなというように、いろいろなところとご意見いただいたものを検討はしたところをごさいます。

その中で、まず国の動きといたしまして、ご承知のとおり令和5年4月からこども家庭庁が創設されることに伴いまして、地方にもある程度負担が出る支援制度等も創設されるのかなとも若干考えておるところをごさいます。そうなりまして、庁内でいろいろな子育て支援策を検討はしたものの、まず今後国の子ども・子育て会議的なもの大綱が示されることとなっておりますので、そこら辺の方向性も見ながら、町の支援策もどのような形がいいのか、プラスアルファの支援がいいのか、穴埋め的な支援がいいのかというようなところもちょっと今後検討しながら、議会から提案がありました時期、時期に応じた支援等も併せて検討してまいりたいと考えております。

○委員長（畠山昌典君） 12番、三田地委員。

○委員（三田地泰正君） 出産祝金増額ということで、おおむね理解するのですが、1子、2子、これは2人で頑張って子供が2人できる。いわゆる少子化対策の一環として、この制度も様々な事業と関連してこのような金額になったと思うのですが、問題は第3子以降を産んでもらわなければ人口が増えないわけです。やはり一律でなく、第3子については、私は20万円なり30万円に増額すべきだと思うのですが、そのお考えについて、そういう議論はなかったのかどうかお伺いします。

○委員長（畠山昌典君） 三浦課長。

○健康推進課長（三浦政宏君） お答えいたします。

この本条例をご提案するに当たって、いろいろ関係課と協議したということをお伝えしましたが、今委員がおっしゃられたように、やはり第1子、第2子、第3子以降をもうちょっと増額というか、今までどおりのような形で段階的にということも検討はしたところであります。ただ、今の状況、少子化の状況がありまして、この少子化というのは当然婚姻数の減少、あるいは未婚化、晩婚化というふうな要因も一つにあるという状況もごさいます。やはり子育てをするには、第1子、第2子、第3子といえども等しく、表現は適当でないですが、お金がかかるというふうな状況から、他市町村等

の状況も勘案しながら、出生児については一律というふうな考え方で町は方針を示したいということで、一律出生児10万円ということで本提案となりましたので、ご理解をいただきたいところでございます。

○委員長（畠山昌典君） 12番、三田地委員。

○委員（三田地泰正君） 今言われたような様々な要因で、なかなか少子化を防げないというのわかりますが、何と言ったらいいかな、うまく聞いてもらわなければならないのだが、いわゆる3人目以降が私は鍵を握っている、そう思っているのです。

そこで、やはりこれからの課題として、ほかで、国もそうだからというのでなくして、何回も言うとおりの少子化対策は町を挙げて取り組まなければならないことで、町長も方針の中でうたっているわけだが、何回も言うようですが、当然予算も何とか必要になってくるわけですが、まさに岩泉型の思い切った少子化対策、やっぱりこういう政策でいきますというのをアピールしなければ、全国あるいは県内市町村を見てもややこういような流れ、さっぱり目新しいような、いわゆる取組に見えないわけ。

やはりこの際思い切ってね、今伺いますと、年間の出生数ももう20人そこそこ。その生まれてくる割合の中で、令和4年度にその人数の中に第3子が何人おるのか、こちら辺までもやっぱり把握した中で、せっかくですから生まれた数の第3子以降が何人おるのか改めて伺います。

○委員長（畠山昌典君） 三浦課長、どうぞ。

○健康推進課長（三浦政宏君） お答えいたします。

今年度の見込みということでございます。第1子が8人、第2子が6人、第3子は2人、第4子が1人というふうな今現在の状況でございます。

○委員長（畠山昌典君） 12番、三田地委員。

○委員（三田地泰正君） やっぱり数字でも表れているわけだな、なかなか3人目以降が難しい。やはりそれを何が原因になっているのか、町一丸となって課題なり、この実態をしっかりと検証して、そしてできる限り、この条例で当分はいいのですが、本来であれば第3子以降はもう少し金額を出してもいいのではないかという考えでお話をさせていただきました。よろしくをお願いします。

○委員長（畠山昌典君） 意見でよろしいでしょうか。答弁しますか。

三浦課長。

○健康推進課長（三浦政宏君） 貴重なご意見ありがとうございます。確かに委員のおっしゃるお考えも十分理解はできるものでございます。今後、町として子育て支援策ということを行舎内で検討する上で参考とさせていただきたいと思ひますし、議会側からのご要望も2年連続受けておりますので、そこら辺も含めながら、どういった支援策ができるのかということを考えていきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○委員長（畠山昌典君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山昌典君） これで質疑を終わります。

これから議案第7号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山昌典君） 討論なしと認めます。

これから議案第7号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山昌典君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

席替えを行います。

◎議案第8号 中高年齢者就業改善施設の設置及び管理に関する条例
の一部を改正する条例について

○委員長（畠山昌典君） 議案第8号 中高年齢者就業改善施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

佐々木章経済観光交流課長、どうぞ。

○経済観光交流課長（佐々木 章君） それでは、議案第8号 中高年齢者就業改善施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

今回の改正は、町内に4か所設置しております中高年齢者就業改善施設のうち2か所

が長年使用する者がなく、所期の目的を果たしたとの判断から廃止するとともに、所要の整備を行うものであります。

3 ページの新旧対照表を御覧願います。第2条の表中、大川と中野の施設の行を削り、併せて第5条中、「管理上必要と認めるとき」の次に読点を追加するものであります。同様に、使用料について定めた別表（第6条関係）の大川と中野の施設も削るものであります。

2 ページにお戻り願います。附則といたしまして、この条例は令和5年4月1日から施行するものであります。

以上で説明を終わります。ご審査方よろしくお願い申し上げます。

○委員長（畠山昌典君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第8号について質疑を行います。質疑はありませんか。

11番、合砂委員。

○委員（合砂丈司君） この高齢者就業改善施設ですが、これ各地区にあったのですが、当時は安家地区にもあったような気がするのですが、先に廃止した訳というか、理由は何だったのかどうか。

○委員長（畠山昌典君） 佐々木課長。

○経済観光交流課長（佐々木 章君） 委員おっしゃるとおり、安家にも元村中高年齢者就業改善施設がございました。この施設は、台風10号災害によって被災をいたしました。その際、元に戻すか考えたわけですが、直してもそれなりに使う見込みが今後ないということで廃止をして、その廃止した施設は地主さんのところに売却ということで、平成29年度に土地所有者である方に売却しております。

○委員長（畠山昌典君） 11番、合砂委員。

○委員（合砂丈司君） その数年前まで内職として使っていたような記憶があるのですが、台風後、その内職の会社というか、個人がもう借りないということになったためにもう廃止したのかどうか。廃止というか、もうやめたのか。

○委員長（畠山昌典君） 佐々木課長。

○経済観光交流課長（佐々木 章君） ええ、確かにそこでお使いになっている方はいたのですが、そちらを修繕する費用とかをよく考えた場合、それから安家地域内に

空いている教員住宅等があったわけです。一時はそちらに避難をして、そちらで作業をしていたといったことで、今後そちらを継続して旧教員住宅を使うということで、使用者の方からご了解をいただいたので、安家の施設は廃止したという経緯がございます。

○委員長（畠山昌典君） 11番、合砂委員。

○委員（合砂丈司君） 安家地区の旧教員住宅ですか、借りてやっているようだけれども、雨漏りがしたりして、相当もう大変なところで働いているようです。だから、あえてまたそこを借りてやったらいいのではないかなとの思いから聞いたのですが、借りないと言えばそれまでだと思うので、それでもよければその中学校の旧教員住宅でやると思うのですが、今継続して1人ないし2人かな、1名かな、続けているようですが、そういう借りたいという話はもうないのですよね。

○委員長（畠山昌典君） 佐々木課長。

○経済観光交流課長（佐々木 章君） 安家の方の現状も理解しておりますが、今こういった施設を建てて利用をしたいといった方はいらっしゃらないというふうに理解しております。

○委員長（畠山昌典君） 11番、合砂委員。

○委員（合砂丈司君） 役場ではなくて個人に譲ったのであれば、その個人から借りて使うと思うのですが、そういう話がなければ、本人がいいと言えばいいと思いますけれども、利用している人が。

ということで以上です。

○委員長（畠山昌典君） 4番、畠山委員。

○委員（畠山和英君） 確認と申しましょうか、まず土地は町有地になっているか、個人のものになっているか。

それから、今後これ廃止になるわけですが、廃止が決まればですね。まだ決まっていない。これの処分等はどのように考えておりますでしょうか。処分というか、建物の処理ですね。

○委員長（畠山昌典君） 佐々木課長。

○経済観光交流課長（佐々木 章君） お答えいたします。

大川の施設は町有地でございます。大川は、こちらの条例認めていただきましたらば、

新年度予算で解体を考えております。そして、解体後はその土地を元地主さんにお返ししたいなということで、今協議といたしますか、話をちょっと持ちかけているというところでございます。

それから、中野につきましては民地ということで、お借りしている土地でありまして、こちらは解体も視野に入れてはいますが、元地主さんからそこを買って、そしてまた貸したいというお話もありますので、今そこを調整中でございます。

○委員長（畠山昌典君） 8番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） この中高年齢者の就業施設というのは、施策的にとてもいい施設だと思います。ただ、残念ながら古くなったり、それから現在の用途に合わないということになれば、何らかの形で、高齢者がこれだけもうどんどん増えていく中で、皆さんが集まりながら、就労の場なのか、そういうふうにして生きがい対策兼若干の収入の場につながられるような場としての組立てというのが必要になってくるのではないかと思います。これを解体することによってのそのような検討はなされなかったかどうかをお願いします。

○委員長（畠山昌典君） 佐々木課長。

○経済観光交流課長（佐々木 章君） お答えいたします。

この建物が建っていた当時は、昭和55年、54年度に建てられたものですが、その当時は公民館等も少なく、そうやってみんなが集まって働く場がなかったというふうに理解しております。現在は公民館も各地区に出来上がって、みんなが集う場だったり、あとは社会福祉施設も各種地域に建てられていますので、これがなくなったことによって皆さんの働く場所が確保されないということにはならないというふうに考えております。

○委員長（畠山昌典君） 8番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） 施設的には充足されてきたということは理解させていただきますが、その反面そういう生産に係る指導者とか、そういうふうなのはどうしても、行政のお手伝いも、こんな人がいるので、こういうふうな集落の場合はこういうふうな産業ですか、生産に係る指導が必要ではないかというようなのも見えてくれば、いい意味で年金プラスアルファという部分が見えてきて、集まったり、健康管理にもよかったりとい

うふうなことにもなる施設に変われると思いますので、そこら辺のところはぜひ目を向けていただければと思いますが、そのお考えについてお願いします。

○委員長（畠山昌典君） 佐々木課長。

○経済観光交流課長（佐々木 章君） そうですね、おっしゃるとおりです。ですが、各地区に1か所だとやっぱり遠いのです。そういった意味では、やはり先ほど申し上げました公民館、集会所を利用するのが皆さんにとってはベストかなと思います。

それから、内職の実態ですけれども、昔は縫製だったりというのが盛んな時期があったのですけれども、今はやっぱり時代が変わってきて、内職の内容も変わってきているという状況がありますので、繰り返しになりますけれども、今回の廃止することによっての町民の皆さんへの影響というものは少ないものと考えております。

○委員長（畠山昌典君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山昌典君） これで質疑を終わります。

これから議案第8号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山昌典君） 討論なしと認めます。

これから議案第8号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山昌典君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

席替えをお願いします。

◎議案第9号 岩泉町準用河川流水占用料等徴収条例について

○委員長（畠山昌典君） 議案第9号 岩泉町準用河川流水占用料等徴収条例についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

三上訓一地域整備課長、どうぞ。

○地域整備課長（三上訓一君） それでは、議案第9号 岩泉町準用河川流水占用料等徴収条例について説明いたします。

今回は、新規制定条例議案となります。まず、準用河川の概要等について説明いたします。準用河川とは、河川法に基づき1級及び2級河川以外で市町村長が指定した河川とされており、これまで町は28河川、総延長148キロメートルを指定しているところでございます。

この準用河川の管理は、河川法に基づき2級河川の規定を準用することとされており、この規定に基づき管理を行ってきたところでございますが、占用料等を徴収するための規定を町は設けていなかったところでございます。現在町内において準用河川を利用する小水力発電事業の調査が行われている状況を踏まえ、河川法に基づく流水占用料等を徴収するための規定を定め、準用河川の適正な管理を進めていく必要があると判断し、今回提案するものでございます。

それでは、別紙2ページ、御覧願います。第1条では、本条例の趣旨として、準用河川の流水、土地占用料及び土石、その他の河川産出物採取料の徴収に関し必要な事項を定めるものとするものでございます。

第2条では、流水占用料等の額の納付を定め、1号では水力発電以外の用途での流水占用料を別表第1に掲げる金額とし、制定するものでございます。

2号では、水力発電用途での流水占用料を別表第2に掲げる金額とし、小水力発電事業を行う場合、この項目を適用することとなるものでございます。

3号では水力発電以外の用途での土地占用料を別表第3に掲げる金額、4号では河川産出物採取料を別表第4に掲げる金額を設定するものでございます。これらの占用料等は、全て県に準じた金額としているものでございます。

第3条では、流水占用料等の算定方法として、占用料が年額の場合の1年または1か月に満たない場合の算定方法を、第4条では流水占用料等の徴収方法を定めるものでございます。

第5条では、流水占用料等の免除としまして、1号から4号までに該当する場合、全部または一部を免除することができる規定とするものでございます。

第6条では、流水占用料等の不還付等、第7条では委任としまして、条例施行に係る

必要事項は規則で定めるものとするものでございます。

附則としまして、本条例は令和5年4月1日から施行するものでございます。

以上の説明となります。よろしくご審査お願いいたします。

○委員長（畠山昌典君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第9号について質疑を行います。質疑はありますか。

11番、合砂委員。

○委員（合砂丈司君） 安家地区で2か所の予定と聞いておりますが、その対象、1級河川、2級河川が安家地区にあるのですが、その2つのうちで対象となる箇所は1つかな、2つかな。

○委員長（畠山昌典君） 三上課長。

○地域整備課長（三上訓一君） 昨年の9月の全協のほうで、この小水力発電事業の今調査が上がっている事業ということで4か所、政策推進課のほうから説明あったとおりですけれども、現在安家地区では年々地区と松ヶ沢地区の調査が行われております。この2つとも準用河川の対象区域ということで、今調査のほうは行っているというふうに理解しております。

○委員長（畠山昌典君） 11番、合砂委員。

○委員（合砂丈司君） そうすると、私も勉強不足であれですけれども、年々のほうは県のほうだと思うのです、県の管理のほうだと思うのですが、松ヶ沢は町管理かと思って、1か所かなと思って聞いたのですが、そうすると2か所なのかどうか。

○委員長（畠山昌典君） 三上課長。

○地域整備課長（三上訓一君） 大変失礼しました。年々地区につきましては、ちょうど年々からの年々川と安家の本流のちょうど合流点と周辺ということで、取水地のほうが具体的にはまだ決まっていないということで、ちょっと私も、すみません、先行した形で、準用河川ということで先ほど説明しましたが、これから具体的な取水地が確定すれば、準用河川なのか、県の管理している2級河川のほうでの手続になるかということが具体的には決まってくるかなというふうに考えております。

また、松ヶ沢につきましては、町の管理の準用河川というふうに考えております。

○委員長（畠山昌典君） 10番、三田地委員。

○委員（三田地和彦君） この条例に関しては、私は反対ではございません。ということは、皆さんも北海道などでもやっぱり自然河川が重要ということで、これ生態系を壊さないような開発をお願いしたいと思います、許可する場合ですね。何と云っても、先ほど課長が28河川でしたか、そういうことで小さい沢のほうが重要なことになっているのです、生態系に関しては。やはりこういうように自然の帰ってくるサケとか、そしてヤマメというような格好、そのほかにもイワナがあるのですけれども、やはり何と云っても、東北電力でやった大川地区の場合も、以前は水を止めてやったのですが、それ以降に魚道なども造ったのですけれども、そういうのをある程度、その場所によっては、急流であれば魚道も厳しいと思うのですけれども、許可するためにはそういうのを考えて、生態系が崩れないような許可をするようにお願いしたいと思います。これは要望しておきますので、要望も厳しい要望でございますから、認識を強く持つてお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○委員長（畠山昌典君） 6番、三田地久志委員。

○委員（三田地久志君） 10番委員と同じなのですが、恐らく取水するためには堰堤を造るだろうと。小本川水系でも何か所かその説明があつて、堰堤造るかという話をしたらば、造るという話にされた。そうすると、やはり遮断されるので、上流と下流がどうしても生態系維持のためには分離されてしまう。なので、魚道なりなんなり、魚が行ったり来たりできるようなものにしてほしいという要望はしてあるのですが、この条例の中にそういう文言なりなんなり、あるいは別な規則を設けて、準用河川の場合には生態系維持のための施設を講じることみたいなことができないのかどうかというのはいかがでしょうか。

○委員長（畠山昌典君） 三上課長。

○地域整備課長（三上訓一君） ただいま質問のありました、やっぱり生態系に与える影響というのは、我々も当然、どうしても減水区間が出るということは気にしていかなければならないというふうに考えております。

今回占用料等の徴収ということなのですけれども、まさに河川法のほうで許可という、一つの河川管理者が許可することによって使えるというふうな手続が必要になりますので、我々としてもやはり地域に住んでいる方、またその河川の生態系に影響を及ぼさな

いような、そういう設置の在り方というのは他の事例を勉強しながら、必要な条件を付していくというふうな形も含めまして、やはり地域の公共性のある河川ですので、ここは今後とも小水力も利用させながらも、生態系のほうは維持していくような形、これで進めていきたいなというふうに思います。

○委員長（畠山昌典君） 7番、林崎委員。

○委員（林崎竟次郎君） この条例は、小水力発電を想定しての条例だと考えます。私は、この条例には賛成です。やっぱり入ってくる企業が地域に貢献もしなければならない、そういうふうを考えます。それから、これからその準用河川の整備というか、整理することなんかも必要になってくると思います。そういうふうな点を考えれば必要だと考えます。

それから、小水力発電で考えた場合に、町に入ってくるお金としては固定資産税が考えられるのですが、どういうふうに考えられるのか、その点についてお願いします。

○地域整備課長（三上訓一君） 三浦主査。

○委員長（畠山昌典君） 三浦主査。

○施設管理室主査（三浦健太郎君） 今委員からご質問のありました町に入ってくる収入という部分ですけれども、まず固定資産税の部分に関しましては、施設の規模等がはっきり出てこないと把握できないものですので、ここではこの条例に基づきまして小水力発電を行った場合の収入について、試みの計算の部分でお答えさせていただきますけれども、まず今町で計画されている小水力発電の一つの例ですけれども、常時理論水力という値があります。これが大体450キロワットアワー、これが1世帯当たり5キロワットとしますと、およそ90世帯分の電力というような規模のものでございますけれども、こちらで計算してみると、1年間でおおよそ105万円の占用料が発生すると、これがその許可の期間、毎年頂くことになるというようなことで、今回この条例に基づくということになっております。

以上です。

○委員長（畠山昌典君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山昌典君） これで質疑を終わります。

これから議案第9号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山昌典君） 討論なしと認めます。

これから議案第9号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山昌典君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

お昼の時間ですけれども、条例を終えてしまいたいので、このまま続けますけれども、いかがですか。よろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

◎議案第10号 岩泉町営住宅条例の一部を改正する条例について

○委員長（畠山昌典君） それでは、続きまして議案第10号 岩泉町営住宅条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

三上地域整備課長、どうぞ。

○地域整備課長（三上訓一君） それでは、議案第10号 岩泉町営住宅条例の一部を改正する条例について説明いたします。

今回の改正は、町営住宅に入居する東日本大震災被災者等や平成28年台風第10号豪雨災害被災者の収入超過者の認定及び高額所得者に対する明渡しの特例措置を講じようとするものでございます。

災害公営住宅は、被災者の恒久的住宅として整備したところではありますが、一方一般の町営住宅と同様に公営住宅法の適用を受けることとなります。このため、入居から3年経過し、一定以上の収入のある入居者につきましては、収入超過者として認定され、割増し家賃が適用されるところでございます。また、さらに収入のある高額所得者に関しては、町営住宅からの明渡しを請求することとなっており、被災者でありながら、継続し入居できなくなることが想定されるところでございます。このような状況が、東日

本大震災により災害公営住宅を整備した各自治体共通の課題となっております。

岩手県におきましては、この収入超過者の認定と高額所得者に対する明渡し請求の特例措置を令和4年度から実施し、被災者の継続的な入居支援を行っているところであり、関係市町村も随時同様の見直しを行っているところでございます。

今般、当町におきましても、同様の特例措置を台風第10号豪雨災害被災者も併せ行おうとし、今回提案するものでございます。

それでは、4ページ、参考資料の新旧対照表を御覧願います。附則の9項で、東日本大震災被災者等に係る収入超過者の認定等の特例を設けるものでございます。収入超過者の認定に係る基準額を当分の間25万9,000円に読み替えるものでございます。

10項では、同被災者等の高額所得者に対する明渡し請求を当分の間適用しないことができることとするものでございます。

11項では、平成28年台風第10号豪雨災害被災者に係る収入超過者の認定の特例措置、そして12項では同じく明渡し請求を同様に改正するものでございます。

2ページにお戻り願います。下段、附則としまして、本条例は令和5年4月1日から施行するものでございます。

以上の説明となります。ご審査のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（畠山昌典君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第10号について質疑を行います。質疑はありませんか。

7番、林崎委員。

○委員（林崎竟次郎君） 確認ですが、収入超過者の、町営住宅に入っているわけなのですが、その現在の家賃は幾らになっていますか。

○地域整備課長（三上訓一君） 小泉主任。

○委員長（畠山昌典君） 小泉主任、どうぞ。

○住宅対策室主任（小泉 渉君） お答えいたします。

人によって収入とか、ちょっと額が変わってきますので、一例になりますけれども、今回収入超過者として認定されている方につきましては、小本東団地の方であれば家賃が3万9,100円となっております。

○委員長（畠山昌典君） 7番、林崎委員。

○委員（林崎寛次郎君） 収入超過者としては、入っていてもいい家賃だというふうに考えます。やっぱりその地域の自治会、町内会にとっては貴重な人になるわけなので、やっぱりこれは継続してやっていったほうがいいと思います。ありがとうございます。

○委員長（畠山昌典君） 8番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） 私はこの対象者についてです。3.11、台風10号、それから明渡し、それぞれのこの条例に関して該当してくる対象者の人数をそれぞれお示しいただきたいのですが。

○地域整備課長（三上訓一君） 小泉主任。

○委員長（畠山昌典君） 小泉主任。

○住宅対策室主任（小泉 渉君） お答えいたします。

令和5年度の家賃算定の分になりますけれども、収入超過者として認定されている被災者の方、震災のほうでお一人、台風のほうでお二人となります。

○委員長（畠山昌典君） 8番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） そうすると、高額所得者の特例の人はないというふうに感じますよね。それで、そこがないとした場合に、先ほど高額所得者の特例は当分しないとなりますが、その当分というのはどれぐらいの期間をもって想定しているのかお願いします。

○委員長（畠山昌典君） 三上課長。

○地域整備課長（三上訓一君） 大変失礼しました。先ほど収入超過者3名ということで話したところですけれども、この高額所得者についても震災で1名いる見込みです。まず、次の当分の間ということですが、やはり両方の災害で被災された方が入っている以上は、この特例措置を適用していくというふうになりますので、まず入居期間中は該当になればこの条文を適用させていきたいなというふうに考えております。

○委員長（畠山昌典君） 10番、三田地委員。

○委員（三田地和彦君） 今課長が答弁したのを信じたいと思います。当分というのを、災害受けて、この住宅に入っている人は、何とか町のほうでも、これをまた抜けると言われた場合、自分で建てるか、また高額の家賃を払ってやると、大体これが、今この金額だと25万9,000円の収入なのですが、所得とかではいいのですけれども、これが収入で割ってみると21万円ぐらいでしょう。22万円ぐらいになるのですけれども、これでやっ

ぱりまた家を建てるためとか何かになれば、生活は厳しくなるのですよ。特に家族構成なんかをちゃんと調べてやらないと、本当に貧困者になる関係も出てくるものですから、そこら辺を十分注意して、継続をずっとやってもらえばいいかなと思うのですけれども、そこら辺の考えを明確にお願いしたいと思います。

○委員長（畠山昌典君） 三上課長。

○地域整備課長（三上訓一君） 先ほども説明したとおり、こういう事例があって、県のほうが先行してといいますか、進めて、やっぱり条文も同じく当面の間というふうなことで、関係市町村も同様、あくまでも被災者のそういう生活基盤になる町営住宅ということでの判断ということで私も思っておりますので、やはり被災された方がそのままずっと今後も住み続ける、こういう施策は町としてはやっていくべきだというふうに考えておるところでございます。

○委員長（畠山昌典君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山昌典君） これで質疑を終わります。

これから議案第10号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山昌典君） 討論なしと認めます。

これから議案第10号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山昌典君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

昼食のため午後1時30分まで休憩します。

休憩（午後 零時18分）

再開（午後 1時30分）

○委員長（畠山昌典君） 休憩前に引き続き条例補正予算審査特別委員会を再開します。

ただいまの出席委員は12人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

◎議案第11号 令和4年度岩泉町一般会計補正予算（第9号）

○委員長（畠山昌典君） 議案第11号 令和4年度岩泉町一般会計補正予算（第9号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

三上総務課長、どうぞ。

○総務課長（三上義重君） それでは、議案第11号 令和4年度岩泉町一般会計補正予算（第9号）につきましてご説明させていただきます。

今回の補正予算につきましては、最終の補正予算となりますことから、歳入歳出とも各事業の執行の精査を行い、所要の整理を行ってまいります。

それでは、歳出から主なものをご説明申し上げます。27ページを御覧願います。27ページ、2款1項3目財政管理費、24節に公共施設等整備基金積立金1億7,850万3,000円を追加してまいります。当該基金については、平成28年の台風災害以降、10億円を超える額の取崩しを行ってきたところではありますが、今後におきましても公共施設の整備や改修が計画されておりますので、その財政負担に備えるため、基金への積み増しを行うものでございます。

続きまして、34ページを御覧願います。3款1項1目社会福祉総務費、19節に自立支援給付費1,021万4,000円を追加してまいります。これは、障害者日中サービス支援型グループホームの利用者が増加したことから、それに伴う給付費の追加をお願いするものであります。

次に、43ページ、5款2項2目林業振興費、18節にナラ枯れ対策事業補助金650万円を追加しております。今年度、林業事業者における伐採運搬量が増加する見込みとなったことから、予算の増額をお願いするものであります。

続きまして、57ページをお願いいたします。57ページ、9款5項3目学校給食費、14節に給食センター調理室等床修繕工事451万円を追加してまいります。施設の老朽化に伴い、調理室やコンテナホームの床塗装の剥がれ等が発生しておりまして、春休みの期間中に修繕工事を実施したいことから追加をお願いするものでございます。

以上で歳出の説明を終わります。

続きまして、歳入につきましてご説明申し上げます。14ページにお戻り願います。14ページ、10款1項1目地方交付税、1節普通交付税に5,477万9,000円を増額計上してございます。普通交付税については、国の補正予算に伴う追加の交付のうち、予算化をしない部分を計上するものでございます。

次に、22ページを御覧願います。19款1項1目1節繰越金で2億9,943万3,000円を増額計上してございます。

以上で歳入の説明を終わります。

最後に、繰越明許費補正と地方債補正をご説明いたします。8ページにお戻り願います。8ページ、9ページになりますけれども、第2表、繰越明許費補正でございます。今回の繰越明許費につきましては、計16事業、総額4億3,047万9,000円の繰越しをお願いするものでございます。

続きまして、次のページ、10ページ、第3表、地方債補正でございます。5つの起債の種別につきまして補正を行いまして、補正後の限度額の総額を9億9,800万円とするものであります。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（畠山昌典君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。審査の順序ですが、歳出から目ごとに、その後歳入を項ごとに審査したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山昌典君） 異議なしと認めます。

したがって、歳出から目ごとに、その後歳入を項ごとに審査することに決定しました。

これから歳出の質疑を行います。26ページをお開きください。1款議会費、1項議会費、1目議会費、質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山昌典君） 質疑なしと認めます。議会費を終わります。

続きまして、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費に入ります。質疑はありませんか。

8番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君）　　ここで伺います。会計年度任用職員はここにありますよね、補正がありますが、その制度、会計年度任用職員の制度を使ってから何年かたって、職員の方のやっぱり事務レベルというか、そういうのも上がっているかと思います。そこら辺のところについては総務課としては、一応臨時職員とは違って、会計年度任用職員ということで職員扱いにして、待遇面も改善しておりますので、その捉え方についてお願いします。

○委員長（畠山昌典君）　三上総務課長。

○総務課長（三上義重君）　会計年度任用職員に関する部分ということでございまして、前の臨時事務補助から、令和2年度から制度改正がございまして、現在会計年度任用職員ですが、昨年、令和4年の4月1日現在234人ほどいらっしゃいます。勤務形態は様々ではございますが、やはり待遇面向上してございましたので、今のところまだ経過途中といえますか、事務事業の部分は今各課と確認しながら、できればある程度責任が少しかかったような形、簡単な起案文書なり伝票とか、ご本人たちのお名前で起案してもらったり、印鑑押してもらったり、あるいは軽度な事務ですね、数字入力とか、そういった部分も今現在各課と協議しながら、できればまた新年度、令和5年度のところから本格的に会計年度任用職員の事務の部分も見直しといえますか、何とかお願いをしていこうということで進めてございます。

また、ちょうど今般会計年度任用職員の面接等を行っておりますので、その際にもその点も確認しながら、今面接を行っているところでございます。

○委員長（畠山昌典君）　　8番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君）　　いずれ職員についても制限がかかってきて、行財政改革になると思います。ただ、ここに234人という、戦力としては十分計算でき得る方々がここにおいでになるというふうに私ども認識しておりますので、何とか各課との横の連携も取りながら、ある一定のところの負担になり過ぎない、それでもやっぱり会計年度任用職員といってもやりがいがあるように、継続してやっていただけるようなやりがいもあるような形での事務指導というか、というのについてはぜひご配慮をしていただきたいと思いますので、これは要望しておきます。

○委員長（畠山昌典君）　　4番、畠山委員。

○委員（畠山和英君） ただいまのに関連しまして、一般質問でも触れていましたけれども、ちょこっとだけお聞きします。この先そうしますと、今会計年度任用職員、これは一気に減らすわけにもいかないし、今からヒアリングしてとは言っていますが、大体どんな考え方で、人数的にはあれですか、どういう考えで今から進めて、来年度に向けてやろうとしているのかお伺いします。

○委員長（畠山昌典君） 三上総務課長。

○総務課長（三上義重君） 会計年度任用職員の今後の採用等の見込みといいますかに、動向といいますかになります。実際のところ、ここ10年ちょっとのところでは震災があったり、あるいは台風災害がございました。そういうことで、かなり事務が膨大になっておまして、その以前に本当は臨時事務補助員をどんどん縮小していこうという動きはあったのですが、大きな災害に見舞われて今現在のような体制になっていると。一般の職員があったり、あとは任期付職員がいたり、会計年度任用職員がございます。

今業務のほうは通常の業務のほうに形態が戻ってきておりますので、やはり人件費の部分はかなり町の財政で占める部分多くございますので、できる限り、先ほどもお話ししましたとおり、会計年度任用職員にもある程度の事務の部分を買ってもらいながら、ましてや職員もなかなか一般職の募集をしても、なかなか今人材不足といいますか、人のほうに来ていただけない状況もございますので、少ない限られた人数のところでは現在の行政事務を進めていかなければなりませんので、財政的な部分を鑑みながら、何とかぎりぎりの人数で今渡っているような状況でございますが、その中で会計年度任用職員も、できることなら人数は少しずつ減らしていきながらという部分で考えているところでございます。

○委員長（畠山昌典君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山昌典君） これで1目一般管理費を終わります。

続きまして、2款1項2目文書広報費、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山昌典君） 質疑なしと認めます。文書広報費を終わります。

2款1項3目財政管理費に入ります。質疑ありませんか。

4番、畠山委員。

○委員（畠山和英君）　ここで、積立金が1億8,000万円弱今回あります。そうしますと、まず最初に、行って聞けばいいのかもしれませんが、あえてここで聞きますけれども、そうしますと主要3基金は今年末現在ではどのぐらいになるのかお聞きします。

○総務課長（三上義重君）　佐々木財政管財室長。

○委員長（畠山昌典君）　佐々木財政管財室長。

○財政管財室長（佐々木　光君）　お答えいたします。

　主要3基金になりますが、今回の補正予算のほうの予算をお認めいただいた場合、残高の見込みですが、一般会計の財政調整基金になりますと、25億6,413万5,000円が一般会計財政調整基金の残高見込みとなります。

　続きまして、町債管理基金の残高見込みとなります。町債管理基金のほうが27億4,162万4,000円となる見込みとなっております。

　続きまして、公共施設等整備基金の残高見込みとなります。13億198万9,000円の残高見込みとなります。

　この3基金の残高見込みのほうを合計しますと、66億774万8,000円が主要3基金の残高見込みとなっております。

　以上です。

○委員長（畠山昌典君）　4番、畠山委員。

○委員（畠山和英君）　すみません、ここであえて聞かせていただきました。66億円という額であります。今ご説明ですと、公共施設等の今後大型事業というか、事業を見越しとということのご説明がありました。それもあるかと思いますが、ここでこの新聞報道等を見ますと、県あたりでもどんどんと補正で、最初の当初の通常予算組むときは、なかなか新規とか、いろんなこの場の予算組むというのは、国もそうありますが、県もこの補正で物価高対策とか、それらを今組んで、どんどん新聞にも報道等されております。

　そういうふうなこと等あるわけですが、施政方針ですとその状況に応じて物価高に対しては対応していくと、今後新年度に向けてやるということでは述べておりましたけれども、やっぱりその時々、今回の補正はそういう意味では使える金があるわけですの

で、将来に備えるのは当然大事ですが、やっぱり足場というか、最近の物価高等々を見まして、それに対して常にアンテナを張って、町内の町民、事業者はどういう状況なのやと。そうした中で、今回補正なんかでも、前回無理して12月補正も組んでいただきましたが、やっぱりそういうのもやってほしいなという、そういうものも感じます。そういうふうなこともありますので、今後その時期、時期に応じてはそういうのも配慮しながら、配慮というか、今申し述べたこと等も踏まえながら組んでもらえればいいかなど。要は、やっぱり町に対して、町にお金を回すことも私は大切だなと、そんなふうに思っております。それについてはいかがでしょうか。

○委員長（畠山昌典君） 三上課長。

○総務課長（三上義重君） 委員からのご指摘のとおり、実際のところ現在、先ほど財政管財室長が申し上げましたとおり、基金の残高のほうも一時期トータルで四十四、五億円とか、災害のときにかなり下がったときもございます。今現在は66億円ということでございます。

ここ10年ちょっとのところが実際災害復旧、復興のほうに傾注しておりましたので、そのために、今それがある程度一段落してきたと。町自体のほうでは一段落、県の工事残っていますが、町では一段落してきて、これからが町道等の改良も今まで我慢していただけで今、年次計画で進めてございますし、あるいは公共施設、昭和の後半から平成の最初にできていた社会教育施設とか、B&Gなり、あるいは町民会館、そういった施設も少し、各地区の屋内多目的運動場、そちらのほうもだんだん老朽化進んでございますので、そういった大規模な改修等も念頭に置いてございます。さらには、今後ふれあいランドなり、あとは龍泉洞の周辺整備という大きな事業もございます。ですので、先ほど委員からもお話がありましたとおり、我々の中で今の通常の基金のほうを活用しながら、まず先のそういった事業にバランスよく負担のほうをしていきたいと。

そしてまた、その中でもコロナ感染の対策のように随時対応しなければならない、あるいは燃料の今の高騰の支援策、そちらのほうもただただ確かに積んでいるだけではなくて、そういった計画的な事業の進め方とともに、やはり必要な分は適時適切にそちらのほうを活用していきたいというのはもう念頭に置いて財政運営を進めていきたいと考えてございますので、よろしく願いいたします。

○委員長（畠山昌典君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山昌典君） これで3目財政管理費を終わります。

続きまして、4目会計管理費、質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山昌典君） 質疑なしと認めます。会計管理費を終わります。

5目財産管理費、質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山昌典君） 質疑なしと認めます。

6目企画費、質疑ありませんか。

13番、八重樫委員。

○委員（八重樫龍介君） ここで地域おこし協力隊についてお伺いいたします。

数年前までは、地域おこし協力隊の事業に取り組んでいる報告会というのが開催されておりました。ここ数年途絶えておりますが、コロナ禍の影響もあるとは思いますが、今後どのように考えているのかお伺いします。

○委員長（畠山昌典君） 佐々木真政策推進課長。

○政策推進課長（佐々木 真君） 地域おこし協力隊につきましては、近年さらに増えてきております。先ほど委員からございましたように、やっぱりコロナ禍でなかなか集まるという機会が減ってきて、ここ二、三年できていないという状況もございます。その間におきましては、できるだけ皆さんに周知をしたいということで、町の広報等を使いながら、皆さんのお顔を出したり、やっていることをご紹介したり、そういった手だてを組んでまいりました。

今後におきましては、皆さんとご相談をしながら、できるだけ町民の皆さんにも、誰が来てどんなことをやっているというあたりはぜひ知っていただきたいと思いますので、工夫してやらせていただきたいと思います。

○委員長（畠山昌典君） 8番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） 地域おこし協力隊ですけれども、受入れ事業の委託料が1,000万円ほどのやつが840万円ほど減額になっておりますが、この説明をお願いします。

○政策推進課長（佐々木 真君） 三上主査。

○委員長（畠山昌典君） 三上主査。

○政策推進室主査（三上高人君） お答えいたします。

地域おこし協力隊の受入れ事業者委託料でございますけれども、令和4年度の当初予算では2人の方を4月当初から受入れをするという予定で予算のほうを組ませていただきました。480万円掛ける2の960万円計上させていただいております、結果としましては、今年の1月から1名の方がさしはた牧場さんのほうに受入れが決まりまして、現在活動をしている状況でございます、その執行残と申しますか、人数が確定いたしましたので、今回補正で減額させていただくものになります。

○委員長（畠山昌典君） 8番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） 今2人の方をどちらかの事業所にとのことですが、この関係については、受け入れていただけるような事業所にはやっぱり周知を徹底しているかと思うのですが、何業者ぐらいの方に声をかけておられるかどうかをお願いします。

○政策推進課長（佐々木 真君） 三上主査。

○委員長（畠山昌典君） 三上主査。

○政策推進室主査（三上高人君） この事業所受入れ型なのですが、例年10月ぐらいに広報やホームページのほうで、町内事業者向けに協力隊の受入れをしませんかといった形で募集のほうを行っております、今回岩泉ホールディングスさんとさしはた牧場の2社の受入れの募集を行ったところでございます。令和5年度につきましては、さしはた牧場さん、岩泉ホールディングスさん、KEEN ALLIANCEさん、泉金酒造さん、この4社、あと温泉ホテルさんですか、こちらの岩泉総合観光さんの5社において受入れの募集をかけているところでございます。

○委員長（畠山昌典君） 8番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） いずれ今のように、お金は町のように助成があつて、かつ人が見つかつて、そして手伝ってもらいたい事業所が回るということなので、とてもいい制度だと思いますし、知らないともったいないなというふうな気がしますので、これはぜひ知らしめながら、来ていただいた人も、それから受け入れる事業所も恩典があるように、これはお努めをしていただくようお願いをします。これは要望です。

○委員長（畠山昌典君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山昌典君） これで6目企画費を終わります。

続きまして、7目支所費、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山昌典君） 質疑なしと認めます。7目支所費を終わります。

続きまして、9目交通安全対策費、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山昌典君） 質疑なしと認めます。9目交通安全対策費を終わります。

10目諸費、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山昌典君） 質疑なしと認めます。これで10目諸費を終わります。

続きまして、11目ふるさと納税推進費に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山昌典君） 質疑なしと認めます。11目を終わります。

続きまして、12目小川地区複合施設整備事業費に入ります。質疑はありませんか。

8番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） この1,300万円ほどの委託料が1,130万円減額ということになりますが、これについての説明をお願いします。

○委員長（畠山昌典君） 三上総務課長。

○総務課長（三上義重君） 12目の小川地区複合施設整備事業費の基本設計委託料ですけれども、こちらのほうは入札を行いまして、入札残ということにはなっていますが、実際のところ落札された業者さんが、実は台風災害前の平成28年に小川地区の複合施設は基本設計の段階までいったところですが、そちらの業者さんが落札されまして、ある程度のもう基礎資料といいますか、持っている業者が落札したということで、かなり額のほう落ちての落札になってございましたので、そのために今回残を減額したところがございます。

○委員長（畠山昌典君） 8番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） そうすると、現段階ではこの181万5,000円をもって基本設計までは終わっていると。そして、かつ住民とのコンセンサスも終わっているというふうなことでよろしいでしょうか。ついては、いつ頃議会についてもその説明なり、平面図の様子がうかがえるのか、お願いします。

○委員長（畠山昌典君） 三上課長。

○総務課長（三上義重君） 小川地区の複合施設の整備の基本設計につきましては、補正予算でお願いをしまして、それで入札のほうは昨年末、令和4年の12月28日に入札者と契約してございます。ですので、まだ契約してから2か月のところで、今第1段階、先般まず最初の平面図のほうが業者さんから来ておりましたので、それを基に今庁舎内の関係課のほうに、複合施設でございまして、関係する課が複数になってございます。そちらのほうに今投げかけをしております。庁舎内で、まずはその図面を基にある程度もう一回確認をし合って、それで図面のほうに反映させて、それからタイミング的には早くても年度内になるのか、それとも4月に、これは繰越明許費のほうもお願いしてございましたので、できれば早い段階である程度固めて、それから順番に議会のほうにご説明し、その後に住民説明、地区の住民の方々に説明してまいりたいなと思っております。

○委員長（畠山昌典君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山昌典君） これで12目小川地区複合施設整備事業費を終わります。

ここで、岩泉ホールディングス株式会社の経営状況について質疑を行います。ここには、株式会社岩泉きのご産業、株式会社岩泉総合観光も含まれます。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山昌典君） 質疑なしと認めます。

これで岩泉ホールディングス株式会社の経営状況についての質疑を終わります。

続きまして、2款2項徴税费、1目税務総務費に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山昌典君） 質疑なしと認めます。税務総務費を終わります。

2目賦課徴收費に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山昌典君） 質疑なしと認めます。

続きまして、2款3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山昌典君） 質疑なしと認めます。これで戸籍住民基本台帳費を終わります。

2款4項選挙費、1目選挙管理委員会費に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山昌典君） 質疑なしと認めます。

3目参議院議員通常選挙費に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山昌典君） 3目を終わります。

〔「席替えをお願いします」と言う人あり〕

○委員長（畠山昌典君） はい。

続きまして、3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費に入ります。質疑はありませんか。

8番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） 1件、この住民税非課税世帯等臨時特別給付金で18節、2,700万円の皆減ですが、この理由についてお願いします。

○町民課長（山岸知成君） 芳賀地域福祉室長。

○委員長（畠山昌典君） 芳賀地域福祉室長。

○地域福祉室長（芳賀範子君） お答えします。

2,700万円の皆減の理由でございますが、この事業につきましては、令和3年度から引き続き実施している事業になりまして、令和3年度に繰越明許費としてお認めいただきました事業で、4年度の事業のほうにつきましても予算が足りましたことから、今回皆減させていただくものになります。

○委員長（畠山昌典君） 4番、畠山委員。

○委員（畠山和英君） この19節扶助費で、自立支援給付費がありますが、通計3億6,000万

円ほどの事業ですけれども、なかなかいつも分からないことなのですが、この概要、本当に簡単でいいのですが、どういう事業で、今回3名増というご説明でありましたけれども、これについてお願いします。

○町民課長（山岸知成君） 菊地副主幹。

○委員長（畠山昌典君） 菊地副主幹。

○地域福祉室副主幹（菊地天絵君） お答えいたします。

自立支援給付事業なのですけれども、障害者の方が能力とか適性に応じて、地域の中または施設で自立した生活を営むことができるように、障害者の方に対する障害福祉サービスの給付費になっております。

○委員長（畠山昌典君） 4番、畠山委員。

○委員（畠山和英君） そのとおりかと思えますけれども、大体人数がどのぐらい、何人いて、どんなものにとか、もうちょっとだけ説明していただければと思います。

○町民課長（山岸知成君） 菊地副主幹。

○委員長（畠山昌典君） 菊地副主幹。

○地域福祉室副主幹（菊地天絵君） 現在の受給者数、令和5年2月現在なのですけれども、128名おります。この方の主なサービスなのですけれども、施設入所に関する方が現在の人数ですと、すみません、先にグループホームの利用者からなのですが、グループホームの利用者は現在44名、施設入所に係る方が40名で、約130人のうちにグループホームと施設入所に係る方のサービス費が多くなっております。

○委員長（畠山昌典君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山昌典君） これで1目社会福祉総務費を終わります。

続きまして、3目老人福祉費に入ります。質疑はありませんか。

8番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） この老人福祉費の18節で、高齢者にやさしい住まいづくりということで、900万円で700万円の減になります。高齢者がこれだけ増えていって、何とか暮らしやすいように住宅改修もしたいところなのですが、これだけの残額が出るということには、制度上少し考慮しなければならない点もあるのではないかと思います。そ

こちらについて説明をお願いします。

○委員長（畠山昌典君） 三浦健康推進課長。

○健康推進課長（三浦政宏君） お答えいたします。

高齢者及び障害者にやさしい住まいづくり推進事業補助金の事業でございます。これは、制度が始まって、県事業ということで、県の補助金をもらいながら高齢者の住まいの改善を行ってきている事業でございます。以前はこの事業に頼りっ放しではございましたが、町でもいろいろな面から住宅改修等の支援制度を設けておりました。今年度に関しましては、かなりの減額ということになってございますが、当初予算10件ということで見込んでおりました。結構人気といいますか、活用がありますので、例年10件程度でお願いしているところなのですが、今年度の実績が今のところ3件ということになってございます。今年度の状況を考えてみますと、制度の照会があったのですが、やっぱり年度中に完了しなければならないという条件もありますので、今年度検討はするのですが、今年度の年度内に終わらないということで、いろいろな事情があつて二、三件、来年度にまた再度考え直すというふうな方々もおりました。この事業につきましては、高齢者にとっては、住宅改修にとってはいい事業ですので、今後も継続して実施していきたいという考えではございます。

以上になります。

○委員長（畠山昌典君） 8番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） 今のように制度の周知が結局お盆を過ぎたり、9月、10月となつてくると年度で間に合わないということになって繰越しになるかもしれませんが、早めの周知と、それからこのとおり災害復旧が決まり、住宅事業も、ほとんど大工さんたちも実際のところは自分の仕事範囲が狭まってきています。これがそのための事業でないことは分かるのですが、だけれどもそのことでこの1,000万円のお金が動いてくれば、町の中でも経済の、わざわざ別な制度で支援策を出さなくても、この事業を使いながら潤っていくというところもある可能性もありますので、ひとつ複合的に考えていただければと思いますが、お考えをお願いします。

○委員長（畠山昌典君） 三浦課長。

○健康推進課長（三浦政宏君） お答えいたします。

結構以前からやっている制度でございますので、十分周知はなされているかとは思いますが、改めまして制度の周知を徹底するとともに、お声がけいただければ、私どもも相談に乗りながらこの事業をうまく運用していきたいなと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○委員長（畠山昌典君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山昌典君） これで3目老人福祉費を終わります。

続きまして、3款2項児童福祉費、1目児童福祉総務費に入ります。質疑はありませんか。

8番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） 37、38ページにまたがりますが、この子育て支援、18節の子育て世帯生活支援とか子育て世帯暮らし応援というのに、子育てについての減額が400万円なりと出てまいります。子育ては、せっかく支援をしたくて予算も確保しておりますが、ここを減らさなければならないというところについてご説明をお願いします。

○委員長（畠山昌典君） 三浦課長。

○健康推進課長（三浦政宏君） お答えいたします。

子育て世帯への支援金、給付金の関係でございますが、これは対象者が確定いたしまして、執行残的な減額ということになってございます。

○委員長（畠山昌典君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山昌典君） これで1目児童福祉総務費を終わります。

続きまして、2目児童措置費に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山昌典君） 質疑なしと認めます。2目児童措置費を終わります。

続きまして、3款2項3目児童福祉施設費に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山昌典君） 質疑なしと認めます。児童福祉施設費を終わります。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山昌典君） 質疑なしと認めます。保健衛生総務費を終わります。

3目母子保健費に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山昌典君） 質疑なしと認めます。

4目健康づくり推進費に入ります。質疑はありませんか。

8番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） ここの健康づくりというのも、これもやっぱり何とか町民のためには維持、継続していただきたい事業の一つなのですが、この8節の中で、せっかく旅費なりというのをいただきながらも9割以上の減額になります。何か事業ができなかったのかどうか、お願いします。

○健康推進課長（三浦政宏君） 千葉統括保健師。

○委員長（畠山昌典君） 千葉統括保健師。

○健康推進課主幹兼統括保健師（千葉宮子君） 旅費の部分でございますが、コロナでオンラインになった事業等がありまして旅費の残が出たものです。

○委員長（畠山昌典君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山昌典君） 質疑なしと認めます。これで4目健康づくり推進費を終わります。

続きまして、5目保健師設置費に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山昌典君） 質疑なしと認めます。保健師設置費を終わります。

続きまして、6目環境衛生費に入ります。質疑はありませんか。

4番、畠山委員。

○委員（畠山和英君） まず、1点目は18節の飲料水の施設の補助金が結構減になっておりますけれども、これの内容をまずお願いします。お知らせください。

○委員長（畠山昌典君） 佐藤上下水道課長。

○上下水道課長（佐藤哲也君） この飲料水個人施設補助金でございますけれども、これ

につきましては当初3か所ということで予算お願いしていたところでございますけれども、実績としましては3か所中2か所設置が完了し、残り1か所分、この事業費の上限の関係もでございますけれども、金額としては223万4,000円減額という形での補正をお願いするところでございます。

○委員長（畠山昌典君） 4番、畠山委員。

○委員（畠山和英君） 3か所の予定が今ご説明のあったとおりということなのですが、これ個人、この施設はどここの整備になったとか、これは言われませんか。予算だからいいのか。それと、そうするとどこがどういう理由でできなくなったのかなど。最初はやっぱり3か所欲しくてやっているかと思しますので、それについて詳しくご説明ください。

○委員長（畠山昌典君） 佐藤課長。

○上下水道課長（佐藤哲也君） 答えいたします。

当初3か所、これ予算をお願いしている段階では、我々のほうに申込みとして2か所要望があったというところでございます、残りの1か所につきましては、年度途中なりでの要望の可能性もあるということで、予算でございますので、1か所その分を確保していたところでございますけれども、実績につきましては、乙茂の三田市と鼠入、甲地、こちらのほうに1基ずつ設置の補助をしたというようなところでございます。

○委員長（畠山昌典君） 4番、畠山委員。

○委員（畠山和英君） 予算の編成に当たっては、いろんな考え方があろうかと思いますが、このように当てがないけれども、予定を見越して編成するというのもあれば、そうかと思えばほかの事業等では足りなくて、来た時点で補正をどんどん出して途中からやるというのがありますし、そういう当てがなくても、予定がなくても上げていくという、そういう余裕があればいいのですけれども、それについてはどういうお考えでしょうか。

○委員長（畠山昌典君） 佐藤課長。

○上下水道課長（佐藤哲也君） この飲料水の個人施設の補助事業につきましては、以前につきましては要望があった都度、補正でお願いをしながら対応してきたところがございますけれども、そうしますとやはりその予算を確保してから、今度その工期等の関係

もございますことから、なかなか年度内に完結できない、または時間的にやっぱり冬期になると工期的にも難しいということから、令和4年度におきましては当初から早期に対応したいということもありまして、3件の予算の1件、余裕分という言葉は適切ではありませんけれども、申請に備えて確保させていただいていたというところでございます。

○委員長（畠山昌典君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山昌典君） これで6目環境衛生費を終わります。

4款1項7目、健康増進費に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山昌典君） 質疑なしと認めます。

続きまして、4款2項清掃費、1目塵芥処理費に移ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山昌典君） 質疑なしと認めます。1目塵芥処理費を終わります。

〔「席替えをお願いします」と言う人あり〕

○委員長（畠山昌典君） お願いします。

5款農林水産業費、1項農業費、2目農業総務費に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山昌典君） 質疑なしと認めます。2目農業総務費を終わります。

3目農業振興費に入ります。質疑はありませんか。

8番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） この担い手経営支援事業で240万円中230万円減、それから新規農業者支援事業も半分ということになります。何とかこの担い手については、いろんな手だてをして、確保して、農業振興につなげたいところだと思うのですが、この点についての減額の理由と取り組み方についてお願いします。

○農林水産課長（佐々木修二君） 澤口主査。

○委員長（畠山昌典君） 澤口主査。

○農業振興室主査（澤口光治君） お答えいたします。

この担い手経営支援事業でございますけれども、当初畑ワサビ、それから園芸作物というところで、このぐらいの予算で組ませていただきましたけれども、実績がそこまで伸びず、どうしてもこの事業自体が経営拡大を後押しするという、経営拡大の部分の補助事業というところがございます、経営拡大する農業者の方がそこまで出なかったのかなというふうには捉えておりますけれども、今後もこの事業を活用いただけるように周知のほうもしていきながら取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（畠山昌典君） 8番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） 現実問題として、実際難しいというのも私も理解ができますが、膝を交えてどういうふうに話し合いをして、結果的にこのところを、ここを支援したならば、もしかしたら次年度以降はこの制度が生きてくるのではないかというふうなことの所感というのはいかがでしょうか。

○委員長（畠山昌典君） 佐々木農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木修二君） 当課でも、やはり農業者の担い手確保は重要課題というふうに考えてございます。今回の事業につきましては、担い手経営支援事業につきましては中心経営体ということで、令和4年度からこれまでの認定農業者からさらに加えた形での、範囲の対象を拡大して取り組んできたところでございますが、当初見込んでございました方々の利用者が少なかったというところでございます。

現状の経営されている方々が、規模拡大というその要件が今回大きな、ある意味では負担になったのかなというふうには思っておりますけれども、当該事業はやはり規模を拡大しながら、農地を活用して経営を軌道に乗せるという目的もございますので、当面はこの事業の周知を図りながら、皆さんとちょっとお話をさせていただき、その中で2年目以降につきましては、改善点があるのであれば庁舎内でも検討のほうをしてまいりたいなというふうに考えてございます。

○委員長（畠山昌典君） 8番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） いずれ今のように、このご時世で農業拡大をすとかということになれば、課長が言ったように相当難しい部分もあるかと思いますが、ただ担い手拡大というふうなことになるのと、この事業はぜひ何とかしたいという事業でもありま

すので、この制度的な面も含め、岩泉町の農業振興の趣旨に合った形での制度の組立てをしたり、見直したりして、ぜひ働きかけて、この農業振興が前にいくようにお努めしていただきたいと、これは要望しておきます。

○委員長（畠山昌典君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山昌典君） それでは、3目農業振興費を終わります。

4目畜産業費、質疑はありませんか。

○委員長（畠山昌典君） 4番、畠山委員。

○委員（畠山和英君） まず1点目は、日本短角種の放牧頭数、これがあるわけですが、今回三角でなくプラスですね。これは数年前からやっていて、何かかなりいい事業だというふうなことも言われて、聞こえてきます。そうしますと、この内容につきまして、ここでお願いします。頭数等々、組合等の頭数をお願いします。

○農林水産課長（佐々木修二君） 加藤総括室長。

○委員長（畠山昌典君） 加藤総括室長。

○農林水産課総括室長（加藤康二君） お答えいたします。

まず、事業の内容につきましてご説明いたします。こちらは、市場導入の場合は導入額の半額を補助するものとしておりまして、上限額を15万円としております。あと、自家保留につきましては、1頭4万円で30頭を予定して予算を要求しておりました。4年度の実績につきましては、市場導入が7頭になりまして、7頭の総額で92万円となりました。自家保留のほうは32頭となりまして128万円となりまして、合わせて220万円となりまして、オーバーといえますか、多くなりました分を今回25万円の増額をお願いしているところになります。

こちら放牧頭数の関係なのですけれども、岩泉町3組合の短角の組合がありまして、令和2年からこの事業を実施しております。全体の頭数で、放牧頭数で令和2年度が373頭、令和3年度が376頭、令和4年、本年度が374頭となっております。若干4年度におきまして2頭減った形にはなっておりますけれども、放牧頭数は維持しているものと認識しております。

以上です。

○委員長（畠山昌典君） 4番、畠山委員。

○委員（畠山和英君） どんどん牛の頭数が短角も減っている中で、この頭数を維持していると、これらの事業等も効果があるのかなとは思いますが。引き続きお願いできればなとは思いますが。

そして、次にこの貸付金の2,400万円の減額がありますが、大きな減額が、これの内容についてまたお願いをいたします。

○農林水産課長（佐々木修二君） 加藤総括室長。

○委員長（畠山昌典君） 加藤総括室長。

○農林水産課総括室長（加藤康二君） お答えいたします。

こちらにつきましては、まず当初の予算措置のときは、積算が100頭の導入で1頭当たり40万円の子牛の価格を見込んでおりまして、4,000万円ということで予算要求をしたところでございました。4年度の実績となりまして、こちらの子牛の価格がまず40万円ではなくて、平均して27万6,000円程度となりましたので、ここでちょっと安くなっております。あと、導入頭数が56頭ということで、頭数も減となりまして、この金額の減額ということで補正予算のほうをお願いしております。

○委員長（畠山昌典君） 11番、合砂委員。

○委員（合砂丈司君） 私も前に質問したのですけれども、前に貸付金、貸付けの牛を、それがもう整理がついたのかどうか、今年度で終わったのかどうか。

○農林水産課長（佐々木修二君） 加藤総括室長。

○委員長（畠山昌典君） 加藤総括室長。

○農林水産課総括室長（加藤康二君） お答えいたします。

町有牛の貸付けの整理なのですけれども、今手をつけているというところで、まだ完了はしていない状況になります。

○委員長（畠山昌典君） 11番、合砂委員。

○委員（合砂丈司君） できるだけ古いのは早く、早くとは言わないけれども、整理したほうがいいかなと思います。ぜひこれは頑張ってやってください。

それから、今年度か、短角牛をほかから買うと10万円ですか、15万円ですか、もらえると、そして保留すると4万円、何かこれあんまり差があるような気がするのだが、7

頭と言いましたっけか、保留が。もうちょっと差を縮めれば保留も増えるような気がするのだが、今後そういうことも検討すべきだと思うのですが、その考えはないのかあるのかお伺いします。

○委員長（畠山昌典君） 佐々木課長。

○農林水産課長（佐々木修二君） 日本短角種の市場導入と自家保留に対する放牧頭数の維持支援事業の内容の見直しにつきましては、先般も農家さんのほうからも声があるという状況でございますけれども、現在当課といたしましては自家保留4万円、あとは市場導入の場合は2分の1、ただし上限は15万円という形でもう実施させていただきたいなど思っております。この理由といたしましては、補助事業上は2分の1が大体目安になるのかなというところで、市場導入については15万円ぐらいが相場感になるだろうというふうに捉えてございます。

自家保留の4万円とその15万円の開きということについては、これまで自家保留に対する支援はしてこなかったというところもございますが、補助対象経費という捉え方を見ますと、自家保留については育成期間の経費に対する支援でございますので、15万円相当という金額にはならないのかなというふうにも感じているところでございます。しかしながら、生産者の方からも、今後の生産意欲の向上のため、放牧頭数の維持のためには、自家保留のほうの4万円について何らかの形で増額をできないかというような要望もございますので、ちょっと時間をいただきながら検討はしていきたいなというふうに思っております。

○委員長（畠山昌典君） 11番、合砂委員。

○委員（合砂丈司君） ぜひこれできるだけ農家、そうでなくても頭数が減っているのに、これを頑張ってできるだけ10万円ぐらいまで上げるように、15万円と4万円ではあまりにも差があるような気がしますので、ぜひこれ努力して頑張っていただきたいと思えます。これ要望です。

○委員長（畠山昌典君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山昌典君） これで4目畜産業費を終わります。

6目畑作農業対策事業費、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山昌典君） 質疑なしと認めます。6目畑作農業対策事業費を終わります。

ここで、一般社団法人岩泉農業振興公社の経営状況について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山昌典君） 質疑なしと認めます。

一般社団法人岩泉農業振興公社の経営状況についての質疑を終わります。

換気のために2時40分まで休憩いたします。

休憩（午後 2時31分）

再開（午後 2時40分）

○委員長（畠山昌典君） 休憩前に引き続き条例補正予算審査特別委員会を再開します。

ただいまの出席委員は12人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

これより審査に戻ります。

42ページをお開きください。5款2項林業費、1目林業総務費に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山昌典君） 質疑なしと認めます。林業総務費を終わります。

2目林業振興費、質疑はありませんか。

6番、三田地久志委員。

○委員（三田地久志君） 12節の委託料、ナラ枯れ被害木処理対策のマイナス1,400万円、

それから18節のナラ枯れ対策事業補助金、これについて詳しく説明をお願いします。

○農林水産課長（佐々木修二君） 畠山林業水産室長。

○委員長（畠山昌典君） 畠山林業水産室長。

○林業水産室長（畠山 進君） お答えいたします。

まず、12節の委託料のナラ枯れ被害木処理の部分でございますけれども、こちらの減額理由としましては、当初伐倒をしての薫蒸処理ということで予算を積算しておったところですが、被害の拡大状況が想定よりもかなり拡大していたという状況がござ

いまして、全量を伐倒して薫蒸処理することが難しいというふうな状況にございました。そのため、内陸側への進行を防ぐということで、被害エリアの西の端のほうを立ち木のまま薬剤注入で処理するという方法に変更して、今年度は取り組んだところでございます。そのため作業量としては、委託料の積算としてはかなり減額というか、落ちるものですから、このような減額となったものでございます。

次に、18節の補助金でございますけれども、こちらはナラを含む広葉樹を伐採しまして、それをチップ処理した場合に、ナラ枯れになりにくい山の若返りを図るという目的で、伐採したものに對しまして1立方メートル当たり1,000円の補助を出しておりますけれども、そういった組み合わせたナラ枯れの対策としまして、町が直接行う12節の委託部分と、民間の事業者の皆さんから若返りを図っていただく18の補助金と二本立てで取り組んでいると、そういう内容でございます。

以上です。

○委員長（畠山昌典君） 6番、三田地委員。

○委員（三田地久志君） よく分かりました。ありがとうございます。今被害状況というのは西側はどの辺まで進んできているのか、去年、おとしあたりと比べてどの程度拡大しているのかというところをお知らせください。

○農林水産課長（佐々木修二君） 畠山林業水産室長。

○委員長（畠山昌典君） 畠山林業水産室長。

○林業水産室長（畠山 進君） お答えいたします。

ナラ枯れの被害状況につきましては、今一番西の端として確認しているところとしては赤鹿橋付近、そこのやや北側の辺り、それから中里の集落の南側のほうの沢沿いのところ、この辺りが大体西の端というふうに捉えております。さらに、今年度確認したところとして有芸に発生が確認されております。市町村境を越えてきた肘葛のところですが、そこにもナラ枯れが確認されております。ナラ枯れのほうは、変わらず被害を拡大しているかというふうに捉えておりますけれども、沿岸部の調査しやすい部分からだんだん内陸側の道路がないような奥地、なかなか行きづらいような場所に被害のエリアがシフトしてきておりまして、調査自体がなかなか難しいというふうなところがございます。その部分を県が実施するへりの航空探査と、あと私たち町のドローン隊で実

施するドローンによる調査で補っているというような状況でございます。

以上です。

○委員長（畠山昌典君） 6番、三田地委員。

○委員（三田地久志君） すみません、このナラ枯れ対策事業補助金というのは町内全域の広葉樹ということに捉えていいのですか。それとも、その被害木の何メートル以内ということなのか、その辺はどうでしょうか。

○農林水産課長（佐々木修二君） 畠山室長。

○委員長（畠山昌典君） 畠山室長。

○林業水産室長（畠山 進君） お答えいたします。

このナラ枯れ対策補助金につきましては西端地、被害地の西の端から半径30キロの範囲内ということになっております。赤鹿橋の辺りから半径30キロのエリア、半径の円を引きますと、大体釜津田の早坂1号線の辺り、あとは権現の辺り、あとは国境峠辺り、大体のエリアをカバーするといえますか、被害範囲というふうになってくる、補助対象範囲というふうになってくるかと思っております。さらに北側、田野畑、久慈方面からの半径も伸びてまいりますし、南側の宮古側からの半径も伸びてくるということで、大体のエリアが補助の対象というふうになっているというふうに確認しております。

以上です。

○委員長（畠山昌典君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山昌典君） これで2目林業振興費を終わります。

続きまして、4目町有林造成事業費に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山昌典君） 質疑なしと認めます。町有林造成事業費を終わります。

5目林道維持費、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山昌典君） 質疑なしと認めます。林道維持費を終わります。

7目林道新設改良事業費、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山昌典君） それでは、7目林道新設改良事業費を終わります。

3項水産業費、1目水産総務費に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山昌典君） 質疑なしと認めます。1目水産総務費を終わります。

2目水産振興費に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山昌典君） 質疑なしと認めます。水産振興費を終わります。

3目漁港建設事業費に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山昌典君） 3目漁港建設事業費を終わります。

〔「席替え」と言う人あり〕

○委員長（畠山昌典君） はい、席替えをお願いします。

続きまして、6款商工費、1項商工費、2目商工鉱業振興費に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山昌典君） 2目を終わります。

3目地場産業振興費に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山昌典君） 質疑なしと認めます。3目地場産業振興費を終わります。

4目観光施設費に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山昌典君） 質疑なしと認めます。観光施設費を終わります。

席替えをお願いします。

続きまして、7款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費に入ります。質疑はありませんか。

11番、合砂委員。

○委員（合砂丈司君） 18節の負担金補助及び交付金、これは国県道ですが、ほとんど予算を取っていて皆減しているのですが、これは払わなくていいにこしたことはないので

すが、何かあってこうなのか。別な枠で補助金を取っているのかどうか。

○地域整備課長（三上訓一君） 日吉総括。

○委員長（畠山昌典君） 日吉総括室長、どうぞ。

○地域整備課総括室長（日吉 理君） 各同盟会の負担金なのですが、この予算を減額している、同盟会のほうがコロナの関係でどうしても書面表決ですとか、活動のほうは例年どおり行えないということで、負担金を求めないというふうなことで総会で決定したもので減額になっております。

○委員長（畠山昌典君） 11番、合砂委員。

○委員（合砂丈司君） 私は岩久線、特にまだ要望したい箇所が数か所あるのです。そういうときに会議とか、そういうのに負担金を多分取られるような気がするのだが、今度新年度でそういう予算を取るのかどうか。

○地域整備課長（三上訓一君） 日吉総括。

○委員長（畠山昌典君） 日吉総括室長。

○地域整備課総括室長（日吉 理君） 主要地方道久慈岩泉線ですけれども、こちらのほうは総会のほうは書面表決ということで、対面形式になっておりませんが、県のほうの要望活動につきましては、例年どおり部長さんのほうに要望書を手交してまいりまして、引き続き整備促進ということでお願いをしている状況になっております。繰越金のほうで今年度の活動はできるということで、4年度の負担金は徴収しないというふうな形になっております。

○委員長（畠山昌典君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山昌典君） これで1目土木総務費を終わります。

7款2項道路橋梁費、2目道路維持費に入ります。質疑はありますか。

13番、八重樫委員。

○委員（八重樫龍介君） ここで生活道整備事業補助金、これに関して今年度の申請件数と行った工事をお伺いします。

○委員長（畠山昌典君） 三上課長。

○地域整備課長（三上訓一君） 生活道の整備事業補助金ですけれども、今年度申請は6

件上がっておりまして、審査会のほうにお諮りしまして、その結果4件該当ということで今年度事業を行っております。中身としましては、生活道が3件、農道橋が1件という4件となります。

○委員長（畠山昌典君） 13番、八重樫委員。

○委員（八重樫龍介君） 2件が工事ができなかったという、この理由をお伺いします。

○委員長（畠山昌典君） 三上課長。

○地域整備課長（三上訓一君） 今年度からこの生活道の補助金の審査委員会を設けて、その対象事業を決めるという形にしておりました。昨年度までは早いもの順というふうなことで、どうしても後から相談に来られた方が、その年度内に事業のほうの対象になることが難しいというふうなことからの経緯もありまして、この審査委員会を設けたというふうなこととなります。その審査委員会の結果、事前に申請をいただきまして、現地のほうを事務局のほうでも確認しております。その結果、審査会として一つの基準として、公益性、公平性、そして見積書の内容、緊急性というふうな4つの大きな項目、区分けしまして、加算点数または減額点数を集計するというふうな内容となっております。

まず、公益性につきましては、住宅戸数、これはやはり1戸、5戸ではやはり5戸のほうを大きな加算点数にする、または通学路として利用する道路であれば加算をする。そして、生活道であっても、その併設するところに農用地等の付加価値分があれば加算するというふうな公益性。

公平性につきましては、やはり過度な設計になっていないか、これらをまず審査するというふうなこととなります。

また、見積書の内容につきましては、残土の捨場までの距離、または歩掛り等、著しい積算していないかどうか、こちらについては逆にそういう積算していれば減額して点数化するということとなります。

また、緊急性ということは、こちらは災害等で、どうしてももう今まで使っていたのが使えなくなっているような状況であれば優先的な加算をすると、点数を付すというふうな内容等を踏まえまして、点数化して、そして予算の範囲内で上位から対象事業を絞っていくということで、今年度は6件申請がありましたが、1,800万円の中で4件該当、

補助金を交付できるというふうなことからの4件と2件というふうなことでの審査会ということとなっております。

○委員長（畠山昌典君） 13番、八重樫委員。

○委員（八重樫龍介君） 審査の状況は分かりました。それで、この2件は不備があつて採択にならなかったのか、それとも来年度に申請すればまた審査にかかつて、緊急性等々で残ったほうの2件が、今年度の2件が該当すればこの2件は着工するのか、そこをお伺いします。

○委員長（畠山昌典君） 三上課長。

○地域整備課長（三上訓一君） 今年度漏れました2件につきましては、不備というよりは、先ほど言った点数でどうしても採択まで拾えなかったという状況ありますので、次年度以降、その方が改めてこの道路整備、生活道を整備したいということであればまたお受けしまして、来年度なりの審査会の中で審査をしていくというふうな内容となります。

○委員長（畠山昌典君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山昌典君） これで2目道路維持費を終わります。

3目道路新設改良費に入ります。質疑はありませんか。

8番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） ここの工事請負費で、町道鼠入川線が7割ぐらい減額になっています。視距改良するところはまだまだ結構あるような気がしますが、この理由をお願いします。

○地域整備課長（三上訓一君） 日吉総括室長。

○委員長（畠山昌典君） 日吉総括室長。

○地域整備課総括室長（日吉 理君） 鼠入川線の視距改善工事ですけれども、岩泉森林事務所、前の営林署さんの事務所の前にあります建物をまず解体する工事でございます。これに合わせまして、その解体した後の部分を、道路を拡幅する部分までということで工事費を予算計上させていただきました。そのところ、いろいろ協議を重ねていった結果、土地を譲っていただくのには営林署さんのほうから財務省さんのほうに所管替え

をして、それから引き渡すというふうな手続が出てくるよというお話が出てまいりまして、今までのようないわゆる用地交渉をして、売買単価を決めて契約書というふうな決め方では今はないよという形で指導されたものですから、ですのでこの工事費の舗装の拡幅の分の減額と、あとは別の予算で土地購入費の部分の減額ございますけれども、この部分等々の減額をして、新年度、5年度のほうに改めて予算のほうを計上させていただくというような形になっております。

○委員長（畠山昌典君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山昌典君） 3目道路新設改良費を終わります。

続きまして、4目橋梁維持費に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山昌典君） 質疑なしと認めます。橋梁維持費を終わります。

続きまして、7款4項都市計画費、2目公共下水道費に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山昌典君） 質疑なしと認めます。2目公共下水道費を終わります。

続きまして、5項住宅費、1目住宅管理費に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山昌典君） 質疑なしと認めます。1目を終わります。

続きまして、8款消防費、1項消防費、1目常備消防費に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山昌典君） 質疑なしと認めます。常備消防費を終わります。

2目非常備消防費に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山昌典君） 質疑なしと認めます。2目非常備消防費を終わります。

3目消防施設費に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

生の数学がなかなか成績が上がらないような状況もありますので、中学生の数学に特化した形で、そこに岩手大学の学生さんに来ていただいて学習するというような形を計画して、そういう形でやろうと思っていたところでしたが、やはり新型コロナの関係もありまして、なかなか実施に行けなかったということでございます。ですので、これはまた新年度につきましては、今回数学という形に絞ってやっていこうというふうな形を今年度計画したところですので、新年度はそういう形で進めていきたいと思っておりましたが、コロナの関係で開催できなかったということでございます。

○委員長（畠山昌典君） 8番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） ぜひ限られた人数での授業なり、交流事業ですので、その制度ができない場合は今のようなことで、別なことも考えてみると、だけれどもそれさえも難しかったということで、これはやむを得ないかと思いますが、何とか、それでも子供たちはどんどん1年ずつ卒業、進学していきますので、ぜひご検討していただければ思っていました。

次に、このドリームサポート事業も皆減、これもコロナのせいだとは思いますが、ただ、何か何年かゼロで来た場合に、その分町の施策的に滞る部分も出てくるかなと思うのですが、今後の対応についてお願いします。

○委員長（畠山昌典君） 佐々木次長。

○教育次長（佐々木 剛君） お答えいたします。

ドリームサポートも含め、国内外研修につきましてもコロナの関係でなかなか、小学生は昭島市との交流ということで、これもリモートで実施いたしました。また、中学生の台湾派遣、それから高校生のウィスコンシン・デルズへの派遣というの、やはりコロナの状況を見ますとなかなか思い切れなかったところもあります。その中で、予算はドリームサポート事業補助金、高校生のアメリカへの派遣分として減額はしておりますけれども、今年度国内外の交流の委員会の中でも、やはり何もできないという形ではなく、何かをできないかというふうな議論もありまして、年明けて1月に英語の1泊2日での研修といいますか、勉強といいますか、それは県の国際交流協会のほうから英語の外国人の方2人来ていただきまして、あとは教育委員会のALTと3人の体制で、中学生が8人、高校生は参加者残念ながら2人だったのですけれども、全部で10人で、デル

ズに行くこと等も想定しながら、日常の英会話ですとか、空港に入ったときの英会話ですとか、そのようなレッスンも積んでおりましたので、これは新年度につながる取組だったのではないかなというふうに思っております。

○委員長（畠山昌典君） 8番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） ぜひ今のように教育委員会とも、高校とも連携を取りながら、何せ総務常任委員会でも岩泉高校の生徒さん方においていただいて、そういうK I Z U K Iの体験のプロジェクトについて意見交換をさせていただきましたし、あと先般岩泉高校の体育館で、大々的と言っていいと思うのですけれども、いい子供さん方の発表の機会があって、K I Z U K Iプロジェクトというのも見学をさせていただきました。今次長が言ったようなことで岩泉高校も頑張っておられるようですので、引き続きこういうふうな、この事業ができない場合はそこでストップということではなくて、何らかの形での支援なりができるような形の取り進めにしていただければと思いますので、これは要望しておきます。

○委員長（畠山昌典君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山昌典君） これで2目事務局費を終わります。

4目へき地教育支援センター運営費に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山昌典君） 質疑なしと認めます。

9款2項小学校費、1目学校管理費に入ります。質疑はありませんか。

8番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） お願いします。ここの14節工事請負費、これが、小本小学校が皆減になっておりますが、これについて説明をお願いします。

○教育次長（佐々木 剛君） 佐々木総括室長。

○委員長（畠山昌典君） 佐々木総括室長、どうぞ。

○教育委員会総括室長（佐々木隆幸君） こちらの皆減ですが、小本小学校の屋内運動場の床改修工事を予定しておりましたが、こちらがやらなくてもいいといたしますか、通常利用の見通しがついたものによります。こちらは、冬季の消火栓のバルブ破損によりま

して、体育館の全面が浸水しました。これによって、水分を含んで不陸が生じて、通常利用ができない状況となっていましたので、既存の床材を均一に研磨して、ウレタン塗装を実施するという、そういう予定で改修工事を計上させていただきました。しかし、その後4月、それから6月、10月と、3度にわたって専門業者を招いて現地を確認しました。当初乾燥が進まないために判断に苦しむと、そのため工事は予定どおり実施する、しかしその乾燥が進んでいないため、まだ実施はできないと、そういった状況でありましたが、10月の時点で乾燥が進んで、床板のささくれや割れも出なくて、これはこのまま使えるのではないかという状況が見えてきました。さらに、その時点で補修工事をやったとしても、劇的に改善するというほどでもなくて、現状利用でもいけるのではないかという判断を途中でしたところでありました。よって、今回皆減とさせていただきますというものであります。

以上です。

○委員長（畠山昌典君） 8番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） 理由も分かりました。床に浸水したのも、川の水とか汚れた水ではなくて、消火栓などのきれいな水だということも分かりました。ただ、ウレタンであり、フロア材であり、一旦水を含んでしまうということになると、以前のような新築工事のようなわけにはいかないと思いますので、今後も時折注視していただいて、子供たちの方が一になっては大変だと思いますので、そこについてはひとつご配慮をいただくように、これは要望しておきます。

○委員長（畠山昌典君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山昌典君） これで1目学校管理費を終わります。

2目教育振興費に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山昌典君） 質疑なしと認めます。教育振興費を終わります。

3項中学校費、1目学校管理費に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山昌典君） 質疑なしと認めます。学校管理費を終わります。

2目教育振興費に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山昌典君） 質疑なしと認めます。2目教育振興費を終わります。

4項社会教育費、1目社会教育総務費に入ります。質疑はありませんか。

4番、畠山委員。

○委員（畠山和英君） この18節国内外研修交流事業、800万円ほどこれ減額ですけれども、事業をやれなかったことだと思いますが、通計で120万円ほどありますが、これ何かはやっているのですか。先ほどの説明ですか、英語の何かやったとかいう。

○教育次長（佐々木 剛君） 工藤主任。

○委員長（畠山昌典君） 工藤主任。

○社会教育室主任（工藤久典君） それでは、お答えいたします。

今年度の国内外研修交流の補助金についてなのですが、まず中学生、高校生向けに英語研修事業というふうなことで、先ほど次長から説明があったとおり、1泊2日というふうな形で町内での英語研修を行いました。そのほか、小学生の国内研修交流事業についてですが、こちらリモートで行いました。さらに、文化交流事業というふうなことで、町民から何か昭島市であったり、文化交流をしたいというふうな要望があったときのために、今年度はまだ申請がないのですが、そのための予算としては取っております。なので、合計で123万円のほうの予算として考えておりました。

以上です。

○委員長（畠山昌典君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山昌典君） 1目社会教育総務費を終わります。

3目芸術文化費、質疑はありませんか。

8番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） ここでも郷土芸能団体が76万円中53万円の減と。ここ心配されるのは、発表会がないがために、この郷土芸能団体がだんだん貧になっていくというふうになるのがちょっと心配なのですが、この発表会はコロナで若干中止になったり、翌年にいくのだけれども、団体の存続については影響していないとか、練習につい

でも影響はないのだというふうなことなのかどうかお伺いします。

○教育次長（佐々木 剛君） 田鎖社会教育室長。

○委員長（畠山昌典君） 田鎖社会教育室長。

○社会教育室長（田鎖康之君） お答えいたします。

郷土芸能団体につきましては、やはりこのコロナの影響で活動がままならない状況になってございます。その状況を、できるだけ活動を再開させるためにも、こういった発表の場の提供をしたいということで昨年度、そして今年度も郷土芸能祭を開催したところでございます。

残念ながら、今回の出演団体につきましては5団体という形で、二、三年前までは約10団体くらい出演団体がありましたのですが、今現在は出演できるというのが5団体と、そのほかには独自で活動はされているようではございますけれども、コロナ前に比べてまだまだ全然活動がままならない状況になってございます。こちらは、団体さんのほうにもいろいろお話をしているのですが、なかなか思うような形にはならないのですが、これからもこういった発表の場を提供したりとか、あとは何か協力できること、そういったところがあるようであれば、こちらのほうもどうにか対応してまいりたいと思っております。

○委員長（畠山昌典君） 8番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） ぜひ今のように、この10団体が5団体となってくれば、そもそも後継者の育成というか、それも大変だと思いますし、高齢化になっています。私も所属しているところを見ていると、若い人たちが入ってくるというのもほとんど難しいのだなということもありますので、こういうふうなことを、発表の場とか、それからこの前は郷土芸能でなくても、芸能団体の発表会もありましたが、ここのところも組み合わせたりすることが可能なかどうか、そしてぜひ町民にもそういう場の鑑賞の機会も与えていただければいいなと思っておりましたが、その点についてお伺いします。

○委員長（畠山昌典君） 佐々木次長。

○教育次長（佐々木 剛君） お答えいたします。

郷土芸能団体、やはり出演の場といいますか、発表の場が一番必要だなと思っております。それに向けて練習して、そこに人が集まってということだろうと思っております。町とすれば郷土芸能祭、年に1回なわけではございますけれども、そのほかにこれからコロナも落

ち着いてまいりますと、各地区のお祭りですとか、そういうところにも出演する場も出てくるのではないかなと思っておりましたので、すぐにこれを、活動が元に戻るというのものなかなか難しい面もあるかと思いますが、いずれ教育委員会としても引き続き発表の場、それからいろんなところに出ていっていただけるような側面からの支援をしていきたいなと思っております。

以上です。

○委員長（畠山昌典君） 8番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） そこでもう一点、教育委員会では町民会館公演事業という予算を確保していただいてやっています。このとおり地域も広いために、町民会館にだけ集まってくださいということの町民会館公演事業ですと足の確保とか、時間的な問題もありますが、これが例えば町民会館公演事業というふうなもののプラスアルファで、小川でそういう公演事業があるとか、閉校になったから何とか安家小学校の体育館を使ってやったらばというふうなことになったときには、そういう町民会館公演事業というのは該当するのか、どんなものでしょうか。

○教育次長（佐々木 剛君） 田鎖室長。

○委員長（畠山昌典君） 田鎖室長。

○社会教育室長（田鎖康之君） お答えいたします。

委員おっしゃるとおり、町民会館に来て、見るということがやはりままならない方たちもいらっしゃいます。私どもは、やっぱりそういった鑑賞の場を提供するというところでございますので、この町民会館公演事業、名前は町民会館とありますが、公演事業ということで、公共施設を使った公演事業、こちらについても該当することで取り進めております。

○委員長（畠山昌典君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山昌典君） これで3目芸術文化費を終わります。

9款5項保健体育費、1目保健体育総務費に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山昌典君） 質疑なしと認めます。保健体育総務費を終わります。

2目体育施設費に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山昌典君） 質疑なしと認めます。2目体育施設費を終わります。

3目学校給食費に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山昌典君） 質疑なしと認めます。学校給食費を終わります。

10款災害復旧費、1項農林水産施設災害復旧費、1目農業施設災害復旧費に入ります。
質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山昌典君） 質疑なしと認めます。1目農業施設災害復旧費を終わります。

2目林業施設災害復旧費に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山昌典君） 質疑なしと認めます。

続きまして、10款3項公共土木施設災害復旧費、1目道路橋梁災害復旧費に入ります。
質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山昌典君） 質疑なしと認めます。1目道路橋梁災害復旧費を終わります。

2目河川災害復旧費に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山昌典君） 質疑なしと認めます。2目河川災害復旧費を終わります。

11款公債費、1項公債費、1目元金に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山昌典君） 質疑なしと認めます。元金を終わります。

2目利子に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山昌典君） 質疑なしと認めます。これで2目利子を終わります。

これで歳出の審査を終わります。

これから歳入に入ります。13ページをお開きください。2款地方譲与税、1項地方揮

発油譲与税、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山昌典君） 質疑なしと認めます。地方揮発油譲与税を終わります。

2項自動車重量譲与税に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山昌典君） 質疑なしと認めます。2項自動車重量譲与税を終わります。

3款利子割交付金、1項利子割交付金に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山昌典君） 質疑なしと認めます。1項利子割交付金を終わります。

6款法人事業税交付金、1項法人事業税交付金に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山昌典君） 質疑なしと認めます。1項法人事業税交付金を終わります。

7款地方消費税交付金、1項地方消費税交付金に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山昌典君） 質疑なしと認めます。1項地方消費税交付金を終わります。

8款環境性能割交付金、1項環境性能割交付金に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山昌典君） 質疑なしと認めます。1項環境性能割交付金を終わります。

9款地方特例交付金、1項地方特例交付金に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山昌典君） 質疑なしと認めます。1項地方特例交付金を終わります。

10款地方交付税、1項地方交付税に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山昌典君） 質疑なしと認めます。1項地方交付税を終わります。

12款分担金及び負担金、1項負担金に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山昌典君） 質疑なしと認めます。1項負担金を終わります。

13款使用料及び手数料、1項使用料に入ります。

4番、畠山委員。

○委員（畠山和英君） この4目で、ワサビ加工施設等の使用料の減額があります。皆減です。これ前もちょっと触れておりましたけれども、このワサビの加工施設、ここに関わる収支の状況はどのようになっているか、まずそこからお聞きします。

○農林水産課長（佐々木修二君） 加藤総括室長。

○委員長（畠山昌典君） 農林水産課、加藤総括室長。

○農林水産課総括室長（加藤康二君） お答えいたします。

令和4年度のワサビ加工部門の収支の見込みにつきましてですが、見込みといたしましてはマイナスの224万6,000円の収支見込みとなっております。

以上です。

○委員長（畠山昌典君） 4番、畠山委員。

○委員（畠山和英君） 収入が、すみません、200万円では、支出とか収入はどんな感じですか。すみません、細かくて申し訳ない。お願いします。

○農林水産課長（佐々木修二君） 加藤総括室長。

○委員長（畠山昌典君） 加藤総括室長。

○農林水産課総括室長（加藤康二君） お答えいたします。

売上高、加工収入といたしまして6,511万円、経費といたしまして6,735万6,000円、損益といたしまして224万6,000円となっております。

○委員長（畠山昌典君） 4番、畠山委員。

○委員（畠山和英君） もう少しお願いします。それから、今回ホールディングスになっているわけですが、産業開発部門も、あるいは乳業部門と一緒になりましてホールディングスになりました。このなった理由は何ですか、した理由。

○委員長（畠山昌典君） 佐々木政策推進課長。

○政策推進課長（佐々木 真君） 産業開発部門、あと乳業部門、こういったのが一体になりまして、ホールディングスとして経営の部門をいろいろ情報共有しながら、経営改善を図りながら、相乗効果を求めて合併というか、一緒になったような形でございます。そういったところで、経営を一体となってやっていくということかと思っておりました。

以上です。

○委員長（畠山昌典君） 4番、畠山委員。

○委員（畠山和英君） ホールディングス、1つは今言いました1つの会社にして、一緒に経営することによって相乗効果というか、例えば少し赤字になれば一緒に経営でありますので、そっちで一体となって見るべきであるなど私は思います。

三セクの、例えばこの前もありましたが、子会社のきのこ産業とか、大きな事業で大きく経営が大変になって、町としてこれは継続していかなければいけないからやっぱりやると、支援とか、町としても出してやっていくということかなと私は思っております。でありますので、ここの部分については、まずはホールディングスとして一緒に経営をしているものだと思いますので、これぐらいはやっぱりまずはこのホールディングスのほうで見てやって、これぐらいの額であればやって、そしてもらえるのはもらって、大変なところに対しては町としてもその支援というか、お金を出して、それが回るようにしていくというふうにしたほうが、前から言っておりますけれども、そのようにしたほうがいいかと思いますが、この点についてはいかがでしょうか。

○委員長（畠山昌典君） 佐々木農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木修二君） お答えします。

ワサビ加工施設につきましては、これまでも委員の皆様にご説明してきたところでございますけれども、町の施設として整備してございます。6次産業化を目的として、ワサビの生産振興を図ることを目的として施設を整備してございます。こちらの運営につきましては、当初整備の予定でございます岩泉ホールディングスに施設の運営のほうをお願いするという形で進めてございます。ということで、こちらの運営が自立できるまでは、町の責任において岩泉ホールディングスを支援しながら、ワサビの生産振興に結んでいきたいというふうに考えてございます。

○委員長（畠山昌典君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山昌典君） 質疑なしと認めます。これで1項使用料を終わります。

14款国庫支出金、1項国庫負担金に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山昌典君） 質疑なしと認めます。1項国庫負担金を終わります。

2 項国庫補助金、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山昌典君） 質疑なしと認めます。2 項国庫補助金を終わります。

15 款県支出金、1 項県負担金に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山昌典君） 質疑なしと認めます。1 項県負担金を終わります。

2 項県補助金に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山昌典君） 質疑なしと認めます。県補助金を終わります。

3 項県委託金に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山昌典君） 質疑なしと認めます。県委託金を終わります。

16 款財産収入、2 項財産売払収入に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山昌典君） 質疑なしと認めます。財産売払収入を終わります。

17 款寄附金、1 項寄附金に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山昌典君） 質疑なしと認めます。1 項寄附金を終わります。

18 款繰入金、1 項特別会計繰入金に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山昌典君） 質疑なしと認めます。特別会計繰入金を終わります。

2 項基金繰入金に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山昌典君） 質疑なしと認めます。基金繰入金を終わります。

19 款繰越金、1 項繰越金に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山昌典君） 質疑なしと認めます。1 項繰越金を終わります。

20 款諸収入、3 項貸付金元利収入に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 委員長（畠山昌典君） 質疑なしと認めます。3項貸付金元利収入を終わります。
4項雑入に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 委員長（畠山昌典君） 質疑なしと認めます。4項雑入を終わります。
21款町債、1項町債に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 委員長（畠山昌典君） 質疑なしと認めます。1項町債を終わります。
これで歳入の質疑を終わります。

次に、第2表、繰越明許費補正に入ります。8ページをお開きください。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 委員長（畠山昌典君） 質疑なしと認めます。
これで第2表、繰越明許費補正を終わります。

次に、第3表、地方債補正に入ります。10ページをお開きください。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 委員長（畠山昌典君） 質疑なしと認めます。
地方債補正を終わります。

これで、議案第11号の質疑を終わります。

これから議案第11号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 委員長（畠山昌典君） 討論なしと認めます。
これから議案第11号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 委員長（畠山昌典君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

◎散会の宣告

○委員長（畠山昌典君） 本日はこれにて散会します。

なお、明日 2月28日午前10時から再開しますので、定刻までにご参集ください。

（午後 3時34分）

令和5年第1回岩泉町議会定例会条例補正予算審査特別委員会記録（第2号）						
招 集 年 月 日	令 和 5 年 2 月 3 日					
招 集 の 場 所	岩 泉 町 役 場 大 会 議 室					
開会、開議、散会 延会、閉会の日時	開 議	令 和 5 年 2 月 2 8 日 午 前 1 0 時 0 0 分				
	閉 会	令 和 5 年 2 月 2 8 日 午 前 1 1 時 2 1 分				
出席及び欠席委員 出席 12人 欠席 0人 (凡例) ○ 出席 × 欠席	委員 番号	氏 名	出欠 の別	委員 番号	氏 名	出欠 の別
	1	千 葉 泰 彦	○	9	早 川 ケン子	○
	2	佐 藤 安 美	○	10	三田地 和 彦	○
	3	畠 山 昌 典	○	11	合 砂 丈 司	○
	4	畠 山 和 英	○	12	三田地 泰 正	○
	5	(欠 番)		13	八重樫 龍 介	○
	6	三田地 久 志	○			
	7	林 崎 竟次郎	○			
	8	坂 本 昇	○			

正副委員長氏名	委員長	畠山昌典	副委員長	三田地泰正
委員会に出席した事務職員	事務局長	中川原克彦	副主幹	大森淳一
	主査	三浦利佳		
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名	町長	中居健一	副町長	三浦英二
	教育長	三上潤	総務課長	三上義重
	政策推進課長	佐々木真	会計管理者兼 税務出納課長	佐々木忠明
	町民課長	山岸知成	健康推進課長	三浦政宏
	経済観光交流課長	佐々木章	農林水産課長	佐々木修二
	地域整備課長	三上訓一	上下水道課長	佐藤哲也
	消防防災課長	和山勝富	危機管理課長	應家義政
	教育次長	佐々木剛		
その他の関係職員				
委員会日程	別紙特別委員会日程のとおり			
委員会に付した事件	別紙のとおり			
議事の経過	別紙のとおり			

令和5年第1回岩泉町議会定例会 条例補正予算審査特別委員会

委員会日程(第2号)

令和5年2月28日(火曜日)午前10時00分開議

1. 開 議

2. 付議事件

- (1) 議案第12号 令和4年度岩泉町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- (2) 議案第13号 令和4年度岩泉町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- (3) 議案第14号 令和4年度岩泉町介護保険特別会計補正予算(第2号)
- (4) 議案第15号 令和4年度岩泉町観光事業特別会計補正予算(第3号)
- (5) 議案第16号 令和4年度岩泉町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- (6) 議案第17号 令和4年度岩泉町大川財産区特別会計補正予算(第1号)
- (7) 議案第18号 令和4年度岩泉町水道事業会計補正予算(第2号)

3. 閉 会

◎開議の宣告

○委員長（畠山昌典君） 条例補正予算審査特別委員会を再開します。

ただいまの出席委員は12人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

（午前10時00分）

◎議案第12号 令和4年度岩泉町国民健康保険特別会計補正予算

（第3号）

○委員長（畠山昌典君） 審査に先立ちまして申し上げます。携帯電話は音の出ない設定をお願いいたします。

これより審査に入ります。

議案第12号 令和4年度岩泉町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

三上総務課長。

○総務課長（三上義重君） おはようございます。本日もどうぞよろしくをお願いいたします。それでは、議案第12号 令和4年度岩泉町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきましてご説明させていただきます。

今回の補正は、事業勘定につきましては保険給付費等の年間見込額に伴う所要の整理を行い、診療施設勘定につきましては診療収入の見込額による補正を行ってございます。

初めに、事業勘定の歳出から主なものをご説明申し上げます。9ページを御覧願います。9ページ、2款1項1目一般被保険者療養給付費では、18節療養給付費1,322万6,000円を追加しております。前年度に比して減少傾向ではありますが、不足が見込まれることから増額の補正をお願いするものでございます。

次のページ、10ページを御覧願います。6款1項1目財政調整基金積立金では、24節積立金2,774万5,000円を追加してございます。これは、国民健康保険事業費納付金の算定基礎となる過去3年間の医療費が想定より抑えられたことにより、今年度において余剰額が生じる見込みでありますことから、財政の均衡を保つため財政調整基金へ積立て

を行うものでございます。

続きまして、歳入につきましてご説明いたします。6ページにお戻り願います。6ページ、3款1項1目保険給付費等交付金では、総額で2,332万円を増額計上しており、今年度の実績見込みに伴うものでございます。

次に、次のページ、7ページになります。6款1項1目繰越金では、2,612万6,000円を増額計上するものでございます。

以上で事業勘定の説明を終わります。

続きまして、診療施設勘定をご説明させていただきます。飛びますが、19ページを御覧願います。19ページ、2款1項1目医療用機械器具費、17節でハンドピース購入費14万8,000円を追加してございます。

続きまして、歳入につきましてご説明いたします。17ページにお戻り願います。17ページ、1款1項1目国保診療報酬収入から5目一部負担金収入まで、診療収入の見込みにより、総額で115万6,000円を減額してございます。

以上でございます。よろしくご審査のほどお願い申し上げます。

○委員長（畠山昌典君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。審査の順序ですが、先に事業勘定を歳出から項ごとに、歳入を款ごとに、次に診療施設勘定を歳出一括、歳入一括で審査したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山昌典君） 異議なしと認めます。

したがって、先に事業勘定を歳出から項ごとに、歳入を款ごとに、次に診療施設勘定を歳出一括、歳入一括で審査することに決定しました。

これから事業勘定の歳出の質疑を行います。8ページをお開きください。1款総務費、1項総務管理費、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山昌典君） 質疑なしと認めます。1項総務管理費を終わります。

2項徴税費、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山昌典君） 質疑なしと認めます。2項徴税費を終わります。

3項運営協議会費、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山昌典君） 質疑なしと認めます。3項運営協議会費を終わります。

2款保険給付費、1項療養諸費に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山昌典君） 質疑なしと認めます。1項療養諸費を終わります。

4項出産育児諸費、質疑はありませんか。

8番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） おはようございます。よろしく申し上げます。全体で210万円ですか、予算が取られていたのが126万円の減ということで、予算的にはこれで成り立つとは思いますが、やっぱり出産育児一時金を給付しているというか、事務を扱っている担当課としても、この傾向だと、例えば政策推進の出産の関係の施策的な部分からも検討する必要があるかと思いますが、この予算を担当していて、直接町の人声が入る担当課としては、このままじり貧になっていくと、出産祝金でさえも交付できなくなるかなという心配もあるのですが、担当課長とすると、そこら辺のところの対策とまではいかないのでしょうか、考え方についてお伺いします。

○委員長（畠山昌典君） 山岸町民課長。

○町民課長（山岸知成君） お答えします。

出産育児一時金、通計で84万円ですので、町内の国保被保険者は令和4年度はお二人だけにとどまったという数字になります。担当課長といたしましては、正直寂しいなという印象は強く持つところではあります。この辺につきましては、国保担当課のみならず、町一丸となって取り組んでいかなければならないことだというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

○委員長（畠山昌典君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山昌典君） これで4項出産育児諸費を終わります。

5款保健事業費、1項特定健康診査等事業費に入ります。質疑はありませんか。

13番、八重樫委員。

○委員（八重樫龍介君） 12節の特定健康診査等委託料、これで受診率は今年度は前年度等と比べてどのような傾向にあるかお伺いします。

○委員長（畠山昌典君） 三浦健康推進課長。

○健康推進課長（三浦政宏君） お答えいたします。

特定健康診査の受診率でございます。R 3年度、昨年度の受診率は46.9%でございました。今年度ですけれども、ほぼ確定的ではございますが、45.8%ということになってございまして、若干微減という状況になるかなと思っておりました。

○委員長（畠山昌典君） 13番、八重樫委員。

○委員（八重樫龍介君） 順調に伸びてきたところで、ちょっとコロナの影響もあるかとは思いますが、県内でいきましたらば、他の自治体と比べてどのような状況になっておりますか。

○健康推進課長（三浦政宏君） 山崎総括室長。

○委員長（畠山昌典君） 山崎総括室長。

○健康推進課総括室長（山崎正道君） 当町の近年の県内での状況でございますけれども、令和2年度と令和3年度で取組を変えた部分がありましたので、そちらをご紹介します。

交付金事業を活用しまして、受診勧奨に心理学的なものを活用している東京の業者さんを活用しまして、お一人お一人の健診結果に合わせた勧奨を行うように令和3年度から取組を変えましたところ、令和2年度は県内11位、そして健診率が42.5%だったものが、令和3年度には46.9%と4.4ポイントアップしまして、昨年度は県内4位でございました。よろしくお願いたします。

○委員長（畠山昌典君） 13番、八重樫委員。

○委員（八重樫龍介君） 県内4位となるとすばらしい受診率だと思います。当町では、大体5割ぐらいをめどに受診率を目指しているのか、さらに上がれば上がるほどいいのですが、どの辺が限界といたしますか、目標値、上限はどの辺に置いているのかお伺いします。

○委員長（畠山昌典君） 三浦課長。

○健康推進課長（三浦政宏君） お答えいたします。

国のほうの法律というか、国の目標といたしましては60%という具体的な数字を掲げてございます。本町としても、それを目指してということで、来年度以降取り組んでいきたいなと考えてございます。

○委員長（畠山昌典君） 8番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） 関連でお願いします。この受診の傾向ですけれども、年々待ち時間が短くなったり、それから対応もよくなったり、受けやすくなっています。ですので、受診者とする、行って2時間、それから半日コースと、朝、例えば5時半といっても、5時半に行けば50人も行っているというふうなのがだんだんなくなってきて、効率的になってきたというふうなこともあると思いますので、こういうふうなものの工夫を、そのいい例がコロナのときの、あのときの150人、200人行っていても物すごく、10人規模でござい、ございと動かしながら、そしてやったために、こういうふうに効率的にやると、時間どおり、何時から何時まではあなたの時間というのが守られるというか、そうすると来やすいなというのがありますので、ぜひこれは工夫していただきたいことと、それからせっかく保健センターなりで持っている健康機材、これは待ち時間でも何でも利用していただいて、あなたの筋力とか、体脂肪率とかというのが自分で測定できるようなのも見受けられました。そうすると、健康に対する意識も自分で確認できるのではないかなと思ったりしますが、その点について、そういう利活用についての考え方は取り入れてもらえるかどうか、お願いします。

○委員長（畠山昌典君） 三浦課長。

○健康推進課長（三浦政宏君） ありがとうございます。まず、コロナの集団接種とか健診等々、少しずつ改善しながら取り組んでいて今になってございます。その後の健康教育ということも、一つの今後の課題かなと思っておりました。今委員ご提案していただいたような、今年度予算をお認めいただいて、健康機器、体成分を測れる機器を購入したわけでございます。これを来年度以降もっともっと普及しながら、より町民に興味を持っていただきながら、自分の体を自分で知るというふうなことで、ぜひもうちょっと宣伝しながら、うまい使い方を工夫して健康教育に努めていきたいなと思っております。

以上でございます。

○委員長（畠山昌典君） 8番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） それで、実はこの前雫石に行く用事があって、雫石公民館に寄ったら、その健康機器が公民館のロビーに2つ置いてあって、ご自由にどうぞと、ただプリントアウトする場合は事務室に声をかけてくださいとなっていました。岩泉町の場合は、保健師さんが必ずそこにいないと使えないというふうなことなようですけども、これもやむを得ないかと思うのですが、もし支障がない場合は窓口にある血圧計のように、ああいうふうに取り扱いに慣れてくれて使ってもいいということになると、あれはとでも私としてもいい器械を買って備えてもらったなと思っていましたので、ひとつ検討をお願いします。終わります。

○委員長（畠山昌典君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山昌典君） 1項特定健康診査等事業費を終わります。

続きまして、6款基金積立金、1項基金積立金に入ります。質疑はありますか。

8番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） 財政調整基金積立金がここに入ってきたということは、喜ばしいことだと思っております。このことが実は町としても基金の目安というか、1億円なのか2億円なのかは別にしても、あった場合に、久しぶりの積立てのような気がします、現在の考え方と、どの目標額まで持っていくのかというのをお願いします。

○委員長（畠山昌典君） 山岸町民課長。

○町民課長（山岸知成君） お答えします。

まず、今回の積立ては、一言で言いますと余剰が生まれたために積み立てるということに間違いはございませんけれども、その原因については、これも一言で言わせていただければ、コロナの影響によって令和2年度に受診控えがこれ全国的にあったわけですけども、その影響がこういった形でまず現れたというふうに考えております。国保の財政運営というのは、県との共同運営になって以降は、過去3か年の医療費の額の影響を大きく受ける、そういったような財政運営を強いられるものですから、こういった形になっております。

今後のところですけども、令和3年度以降はまだ上昇傾向に変わりはありません。

あと、今回の補正予算書をよく見ると、繰越金3,800万円合計で計上した中で2,700万円の積立てということで、ちょっとそんな余裕を持てるような状況ではありませんし、医療の状況からいいますと、先日先進医療の話もさせていただきましたけれども、そういった医療も取り入れられているようですので、なお財政運営には注意していきたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（畠山昌典君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山昌典君） これで1項基金積立金を終わります。

8款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山昌典君） 質疑なしと認めます。これで償還金及び還付加算金を終わります。

2項繰出金に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山昌典君） 質疑なしと認めます。2項繰出金を終わります。

なければ、事業勘定の歳出の審査を終わります。

次に、事業勘定、歳入の質疑を行います。6ページをお開きください。歳入は款ごとの審査です。3款県支出金、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山昌典君） 質疑なしと認めます。3款県支出金を終わります。

5款繰入金、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山昌典君） 質疑なしと認めます。5款繰入金を終わります。

6款繰越金、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山昌典君） 質疑なしと認めます。6款繰越金を終わります。

7款諸収入、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山昌典君） 質疑なしと認めます。7款諸収入を終わります。

事業勘定の歳入の審査を終わります。

次に、診療施設勘定の歳出の質疑を行います。19ページをお開きください。歳出、一括審査、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山昌典君） 質疑なしと認めます。

これで診療施設勘定の歳出を終わります。

次に、診療施設勘定、歳入の質疑を行います。17、18ページを御覧ください。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山昌典君） 質疑なしと認めます。

診療施設勘定、歳入を終わります。

これで議案第12号の質疑を終わります。

これから議案第12号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山昌典君） 討論なしと認めます。

これから議案第12号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山昌典君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

◎議案第13号 令和4年度岩泉町後期高齢者医療特別会計補正予算
(第1号)

○委員長（畠山昌典君） 続きまして、議案第13号 令和4年度岩泉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

三上総務課長、どうぞ。

○総務課長（三上義重君） それでは、議案第13号 令和4年度岩泉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきましてご説明させていただきます。

今回の補正につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金の年間見込額に伴い、所要の整理を行ったものであります。

まず、歳出からご説明申し上げます。最後のページですけれども、7ページを御覧願います。7ページ、2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金におきまして477万円を減額しております。

続きまして、歳入でございますが、前のページ、6ページにお戻り願います。6ページ、1款1項1目特別徴収保険料及び2目普通徴収保険料で総額173万3,000円を減額計上するものでございます。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（畠山昌典君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。審査の順序ですが、先に歳出を一括、その後歳入を一括で審査したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山昌典君） 異議なしと認めます。

したがって、審査は先に歳出を一括、その後歳入を一括で審査することに決定しました。

7ページを御覧ください。歳出の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山昌典君） 質疑なしと認めます。

これで歳出を終わります。

6ページを御覧ください。歳入の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山昌典君） 質疑なしと認めます。

これで議案第13号の質疑を終わります。

これから議案第13号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山昌典君） 討論なしと認めます。

これから議案第13号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山昌典君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〔「席替え」と言う人あり〕

○委員長（畠山昌典君） はい。

◎議案第14号 令和4年度岩泉町介護保険特別会計補正予算（第2号）

○委員長（畠山昌典君） 議案第14号 令和4年度岩泉町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

三上総務課長、どうぞ。

○総務課長（三上義重君） それでは、議案第14号 令和4年度岩泉町介護保険特別会計補正予算（第2号）につきましてご説明させていただきます。

今回の補正予算は、事業勘定、サービス事業勘定ともに事業の執行の精査に伴う補正を行ってございます。

初めに、事業勘定の歳出からご説明させていただきます。8ページを御覧願います。

8ページ、3款2項1目の一般介護予防事業費では、総額で176万円の減額補正を行ってございます。本年度の事業の実績見込みによる補正でございます。

次に、同ページ下段を御覧願います。4款1項1目介護給付費準備基金積立金では1,429万9,000円を追加し、通計で1,430万円の積立てを行う予算をお願いしてございます。今年度、介護保険特別会計におきまして剰余額が生じる見込みでありますことから、基金条例に基づき、事業計画期間における財政の均衡を保つため積立てを行うものでございます。

続きまして、歳入でございますが、7ページ、前のページにお戻り願います。7ページ、7款1項1目繰越金では、1,271万2,000円を増額計上するものでございます。

以上で事業勘定の説明を終わります。

続きまして、サービス事業勘定をご説明させていただきます。16ページを御覧願います。16ページ、1款1項1目一般管理費で総額14万7,000円を減額しております。

続きまして、歳入でございますが、前のページ、15ページ、2款1項1目一般会計繰入金では96万7,000円を減額し、3款1項1目繰越金では82万円増額計上するものでございます。

以上でございます。よろしくご審査のほどお願い申し上げます。

○委員長（畠山昌典君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。審査の順序ですが、先に事業勘定を歳出から款ごとに、歳入を款ごとに、次にサービス事業勘定を歳出一括、歳入一括で審査したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山昌典君） 異議なしと認めます。

したがって、先に事業勘定を歳出から款ごとに、歳入を款ごとに、次にサービス事業勘定を歳出、歳入一括で審査することに決定しました。

これから事業勘定、歳出の質疑を行います。8ページをお開きください。2款保険給付費、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山昌典君） 質疑なしと認めます。2款保険給付費を終わります。

3款地域支援事業費に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山昌典君） 質疑なしと認めます。3款地域支援事業費を終わります。

4款基金積立金、質疑はありませんか。

8番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） この基金積立金についてお伺いします。

今年度は1,400万円出ましたということで、この見込みとして、これが今後もその傾向

なのか、そして次の介護保険計画に行ったときには、介護保険料にこれぐらいだったらあまり値上げしないで済むかというふうな試算ができているのかどうかをお伺いします。

○委員長（畠山昌典君） 三浦健康推進課長。

○健康推進課長（三浦政宏君） お答えいたします。

今年度の補正予算では、現時点では積立てというふうなことで見込めるかなと思ってご提案をさせていただいているところがございますが、今現在4,000万円ちょっとという積立金はございますが、これを次期計画に充てることは可能でございますが、これから国の状況等の、介護保険次期計画の案というか、試案が示された後、状況が明らかになった後、町も第9期計画の作成に取り組むわけでございますが、まだ現時点では、大変申し訳ございませんが、来年、次期計画までの見通しまではちょっと立てられない状況ではございます。ただ、被保険者が減少傾向にありますことから、給付費的には頭打ちといえますか、減少傾向にはなってくるのかなとは思っておりましたので、あとはいかんどのようなサービスを展開するかというふうなところとの兼ね合いで、保険料をどのように設定できるかということになってくると考えておりますので、ちょっと現段階では申し訳ございませんが、保険料については何とも答えようがないので、ご了承をいただきたいと思っております。

○委員長（畠山昌典君） 8番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） というのは、結局要支援から要介護5までということでは800人、900人の対象者がいたと、だけれども予算は16億円だということになってくると、すごい予算の割合になってまいります。ですので、このまま継続して介護保険の給付費が上がっていく、もしくは介護保険料が高止まりを、さらに上乘せしていかなければならないとなると、町民負担のほうは相当大きくなるなというところから、常にこの保険料と、それから総予算というところには担当課としても目を向けていただきながら、健幸アップポイント事業なんかでもよくはしてもらっているのですが、まだまだ健康推進は、健康予防は努めていかなければならないかなというところもあるものですから質問をさせていただきました。一つ要望しておきますので、よろしく願います。終わります。

○委員長（畠山昌典君） 12番、三田地泰正委員。

○委員（三田地泰正君） 関連でお伺いします。

この積立金は、いわゆる介護給付費準備基金というはっきりした目的があるわけだ。それで、今話があったように、この積立金のいわゆる額、これは何を根拠にこの金額を設定するのか。例えば総事業、今出たように、総事業の絡みの中でやるのか、あるいはうまくいって剰余金が生じたものの何割充当するのだとか、その基本的な考え方は、この積立金の金額は何を根拠にこれから積んでいくのか、基本的な考え方についてお伺いします。

○委員長（畠山昌典君） 三浦課長。

○健康推進課長（三浦政宏君） お答えいたします。

特に剰余金幾ら積むというふうなことで、国等からそういう指示、あとは決まりというふうなのはございません。基本的には、歳入歳出の剰余金が出た場合にこの準備基金、一般会計でいいますと財政調整基金というふうな形になるかと思いますが、ここに積み立てて、次年度以降の財源という形にはなってございます。この剰余金につきましては、各市町村考え方を持っているのですが、実際基金額はまちまちでございます、当然。次期計画を見込んで、基金を多く保有している市町村もあれば、単年、単年でというか、3年1期の計画でというふうな形で考えている市町村もございまして、考え方はそれぞれでございますが、当町の場合は3年1期計画でというふうな形での、あまり剰余金が生じないような形での財政運営を心がけているというふうな状況でございます。

○委員長（畠山昌典君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山昌典君） これで4款基金積立金を終わります。

続きまして、5款諸支出金、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山昌典君） 質疑なしと認めます。これで5款諸支出金を終わります。

事業勘定、歳出の審査を終わります。

次に、歳入の質疑を行います。6ページをお開きください。2款国庫支出金、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山昌典君） 質疑なしと認めます。2款国庫支出金を終わります。

3 款支払基金交付金、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山昌典君） 質疑なしと認めます。これで3 款支払基金交付金を終わります。

4 款県支出金、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山昌典君） 質疑なしと認めます。4 款県支出金を終わります。

6 款繰入金、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山昌典君） 質疑なしと認めます。6 款繰入金を終わります。

7 款繰越金、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山昌典君） 質疑なしと認めます。7 款繰越金を終わります。

事業勘定、歳入の審査を終わります。

続きまして、サービス事業勘定、歳出の質疑を行います。16ページをお開きください。

歳出、一括審査、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山昌典君） 質疑なしと認めます。

これで歳出を終わります。

次に、サービス事業勘定、歳入の質疑を行います。15ページを御覧ください。一括審査です。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山昌典君） 質疑なしと認めます。

歳入の審査をこれで終わります。

議案第14号の質疑を終わります。

これから議案第14号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山昌典君） 討論なしと認めます。

これから議案第14号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山昌典君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第14号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

◎議案第15号 令和4年度岩泉町観光事業特別会計補正予算（第3号）

○委員長（畠山昌典君） 議案第15号 令和4年度岩泉町観光事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

三上総務課長、どうぞ。

○総務課長（三上義重君） それでは、議案第15号 令和4年度岩泉町観光事業特別会計補正予算（第3号）につきましてご説明させていただきます。

今回の補正につきましては、年間の見込額に伴う所要の整理を行ってございます。

それでは、歳出からご説明申し上げます。8ページを御覧願います。8ページ、1款1項1目一般管理費では14節で観光施設小工事220万円を追加、2目龍泉洞管理費では総額278万3,000円の減額計上をしてございます。

以上で歳出を終わります。

続きまして、歳入でございしますが、6ページにお戻り願いたいと思います。1款1項1目の施設観覧料では、直近の観光需要等の動向も踏まえまして、龍泉洞観覧料について総額856万5,000円を減額計上し、5款1項1目一般会計繰入金では314万7,000円の増額計上をお願いするものでございます。

以上でございます。よろしくご審査のほどお願い申し上げます。

○委員長（畠山昌典君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。審査の順序ですが、先に歳出を一括、その後歳入を一括で審査したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山昌典君） 異議なしと認めます。

したがって、審査は先に歳出を一括、その後歳入を一括で審査することに決定しました。

歳出の質疑を行います。8ページを御覧ください。質疑はありませんか。

8番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） この18節で、龍泉洞まつりの事業ですが、せっかく予算を200万円いただきながら減額73万円と、この理由についてお願いします。

○経済観光交流課長（佐々木 章君） 佐々木所長。

○委員長（畠山昌典君） 佐々木龍泉洞事務所長。

○龍泉洞事務所長（佐々木 裕君） お答えします。

龍泉洞まつりについてなのですが、今年度、春、夏、秋と3回開催しております。基本的なところで出店と、それから夏からは焼肉コーナーということでやってまいりまして、プロの司会ですとか、あと歌手、それらを入れなかったことによってこのぐらいの金額で収まったものと考えておりました。

今後については、その歌、踊りなどを入れるのかどうかというのは、実行委員会で話し合っていて決めていくところです。

以上です。

○委員長（畠山昌典君） 8番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） 予算は縮小しても、当初の目的を達成したということになると思うのですが、入り込み数を想定していると思うのですが、そのときに予算編成時のときの入り込み数と、予算を減らしても入り込んだ数というのがどれぐらいで収まって、よっぽう予算を縮小しても効果はそれ以上上がったというところが出てくればいいと思うのですが、その点はいかがですか。

○委員長（畠山昌典君） 佐々木所長。

○龍泉洞事務所長（佐々木 裕君） お答えします。

祭りの入り込みを含めて、年間の入洞者数ですけれども、コロナ前、元年度と比較して7割の入洞者数を数えております。想定より来ていただけたのかなと、効果はあったのかなと考えております。

○委員長（畠山昌典君） 8番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） 想定よりは多いということで、よかったということにはなると思うのですが、一つお祭りをするときには、5月なり7月なり9月のときに、概略でこのお祭りでは1万2,000人、分かりませんよ、このときは5,000人とかというふうな具体的な目標も若干描きながら予算を要求したり、今のようなイベントを開催したりということになって、継続的にやっていくことによって、この龍泉洞まつりも生きてくるかと思いますので、これはひとつご検討をお願いします。終わります。

○委員長（畠山昌典君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山昌典君） なければ、これで歳出を終わります。

次に、歳入の質疑を行います。6ページ、7ページを御覧ください。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山昌典君） 質疑なしと認めます。

これで歳入を終わります。

議案第15号の質疑を終わります。

これから議案第15号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山昌典君） 討論なしと認めます。

これから議案第15号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山昌典君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第15号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

◎議案第16号 令和4年度岩泉町公共下水道事業特別会計補正予算

(第2号)

○委員長（畠山昌典君） 議案第16号 令和4年度岩泉町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

三上総務課長、どうぞ。

○総務課長（三上義重君） それでは、議案第16号 令和4年度岩泉町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）につきましてご説明させていただきます。

今回の補正予算につきましては、県の河川改修工事の工程変更に伴い、次年度に事業を見送るなどの調整を行っております。また、年間の執行見込みに伴う所要の調整を行っております。

それでは、歳出からご説明申し上げます。11ページを御覧願います。11ページ、下段の1款2項1目管渠施設費では、総額で2,041万3,000円の減額をしております。これは、県が進めている清水川河川改修工事の工程変更に伴い、関連するマンホールポンプ場改築更新工事の組替えや管渠施設の移設工事などの見送りによるものでございます。

以上で歳出の説明を終わります。

続きまして、歳入でございますが、8ページにお戻り願います。8ページ、1款1項1目下水道使用料については総額で145万5,000円の減額を行い、3款1項1目公共下水道事業費国庫補助金では347万2,000円を増額計上しております。

次のページ、9ページになります。9ページ、6款2項1目雑入では、公共下水道管渠施設移設補償費1,652万1,000円を皆減しております。県の河川改修工事による移設補償費でございますが、今年度管渠施設移設工事の見送りによるものでございます。

以上で歳入の説明を終わります。

最後に、繰越明許費と地方債補正をご説明いたします。4ページにお戻り願います。4ページ、第2表、繰越明許費であります。今回の繰越明許費につきましては、1事業、694万1,000円の繰越しをお願いするものでございます。

次のページ、5ページをお開き願います。第3表、地方債補正でございます。公共下水道事業、過疎対策事業の2つの起債で限度額の補正を行いまして、補正後の限度額の総額を3,860万円とするものでございます。

以上でございます。よろしくご審査のほどお願い申し上げます。

○委員長（畠山昌典君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。審査の順序ですが、先に歳出から目ごとに、その後歳入を款ごとに審

査したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山昌典君） 異議なしと認めます。

したがって、審査は先に歳出から目ごとに、その後歳入を款ごとに審査することに決定いたしました。

歳出の質疑を行います。11ページをお開きください。1款公共下水道事業費、1項総務管理費、1目一般管理費、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山昌典君） 質疑なしと認めます。1目一般管理費を終わります。

2目施設管理費、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山昌典君） 質疑なしと認めます。2目施設管理費を終わります。

2項事業費、1目管渠施設費に入ります。質疑はありませんか。

8番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） この委託料で現場技術業務と、今も説明がありましたけれども、このマンホールポンプ等とか災害関係だと思うのですが、これについてもう少し詳しく、なぜ技術者がいても技術の管理を委託にかけなければならないかというあたりをお願いします。

○上下水道課長（佐藤哲也君） 阿部総括。

○委員長（畠山昌典君） 阿部総括室長。

○上下水道課総括室長（阿部宏行君） お答えいたします。

下水道の工事ですけれども、こちらの現場技術業務は、公益財団法人の岩手県下水道公社に委託をして行っております。業務の内容としましては、工事の現場監督補助、それから材料の検収、盛岡近辺での工場での材料検収といったもの、それから契約発注図書の積算参考資料、こちらの作成、こういったものを各市町村の下水道事業の支援ということでこの公社が行っているものであります。

以上です。

○委員長（畠山昌典君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山昌典君） これで1目管渠施設費を終わります。

2款公債費、1項公債費、1目元金、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山昌典君） 質疑なしと認めます。1目元金を終わります。

2目利子、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山昌典君） 質疑なしと認めます。2目利子を終わります。

歳出の審査を終わります。

次に、歳入の質疑を行います。8ページをお開きください。款ごとの審査でございます。1款使用料及び手数料、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山昌典君） 質疑なしと認めます。1款使用料及び手数料を終わります。

2款分担金及び負担金、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山昌典君） 質疑なしと認めます。2款分担金及び負担金を終わります。

3款国庫支出金、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山昌典君） 質疑なしと認めます。3款国庫支出金を終わります。

4款繰入金、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山昌典君） 質疑なしと認めます。4款繰入金を終わります。

6款諸収入、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山昌典君） 質疑なしと認めます。6款諸収入を終わります。

7款町債、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山昌典君） 質疑なしと認めます。7款町債を終わります。

これで歳入の審査を終わります。

次に、第2表、繰越明許費補正に入ります。4ページをお開きください。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山昌典君） 質疑なしと認めます。

第2表、繰越明許費補正を終わります。

次に、第3表、地方債補正に入ります。5ページをお開きください。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山昌典君） 質疑なしと認めます。

第3表、地方債補正を終わります。

これで議案第16号の質疑を終わります。

これから議案第16号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山昌典君） 討論なしと認めます。

議案第16号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山昌典君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第16号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

◎議案第17号 令和4年度岩泉町大川財産区特別会計補正予算（第1号）

○委員長（畠山昌典君） 続きまして、議案第17号 令和4年度岩泉町大川財産区特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

三上総務課長、どうぞ。

○総務課長（三上義重君） それでは、議案第17号 令和4年度岩泉町大川財産区特別会

計補正予算（第1号）につきましてご説明させていただきます。

今回の補正につきましては、区有林の立木売払いに関して、今年度木炭生産組合等からの希望がなかったことによる関連予算の調整を行ってございます。

それでは、歳出からご説明申し上げます。最後のページになりますけれども、7ページを御覧願います。7ページ、1款1項2目の財産管理及び造成費において、立木伐採売払交付金31万4,000円を皆減してございます。これは、今年度区有林の立木の売払いがなかったことから、当該交付金についても皆減するものであります。

以上で歳出を終わります。

続きまして、歳入でございますが、前のページ、6ページにお戻り願います。6ページ、1款2項1目財産売払収入では、立木売払収入155万8,000円を皆減しております。

以上でございます。よろしくご審査のほどお願い申し上げます。

○委員長（畠山昌典君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。審査の順序ですが、先に歳出を一括、その後歳入を一括で審査したいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山昌典君） 異議なしと認めます。

したがって、審査は先に歳出を一括、その後歳入を一括で審査することに決定しました。

7ページを御覧ください。歳出の質疑を行います。質疑はありませんか。

2番、佐藤委員。

○委員（佐藤安美君） 立木の伐採売払いがなかったという説明でございましたが、その立木、広葉樹だと思うのですが、今後の見込みはどのようになっているのか、また面積がどのくらいあって、その面積を何年くらいの売払いを見込んでいるのかお伺いいたします。

○農林水産課長（佐々木修二君） 畠山林業水産室長。

○委員長（畠山昌典君） 畠山林業水産室長。

○林業水産室長（畠山 進君） お答えいたします。

立木の売払いにつきましては、寄附条件に基づきまして、大川財産区内の木炭生産者、

あるいはシイタケ生産者等に優先的に払い下げるといふようなことで取り扱っておりますが、今年度売払いの希望がなかったということで、関連する予算を減額しているものでございます。

今後につきましては、財産区内の生産者のほうに確認しましたところ、今年度につきましては希望がなかったものではありますけれども、来年度以降はまた調達をしたいというふうな希望もございます。ただ、木炭生産者、シイタケ生産者が非常に少なくなっておりますので、今後その取扱いについては管理会の中で検討していく事項になるというふうに認識しております。管理会の中でも既に今後の検討課題ということで話題にしているところがございますので、今後継続的に協議を進めてまいりたいと思っております。

面積につきましては、申し訳ありません、今手元に詳細な資料をちょっと準備しておりませんでした。申し訳ございません。よろしくお願いいたします。

○委員長（畠山昌典君） 2番、佐藤委員。

○委員（佐藤安美君） それで、だんだんと針葉樹の伐期も来るかと思っておりますけれども、この針葉樹につきましては何年頃をめどに計画しているのかお伺いいたします。

○農林水産課長（佐々木修二君） 畠山室長。

○委員長（畠山昌典君） 畠山室長。

○林業水産室長（畠山 進君） お答えいたします。

大川財産区内の針葉樹につきましては、財産区のほうで直接管理している針葉樹も一部ございますが、針葉樹につきましては多くが県の分収林契約になっている部分でございます。そのうち一番早く契約の満了を迎えるものが令和29年度の予定というふうになっております。財産区につきましては、それ以降長伐期になっている箇所もあるということで、契約期間が長い箇所もございます。その後、順次契約が満了した部分から県のほうで入札をかけていくという流れになるものと認識しております。

以上です。

○委員長（畠山昌典君） 12番、三田地委員。

○委員（三田地泰正君） 財産区の事業は、大体今までもそうだが、立木の売払いで収入を得ていたわけだ。今回予定していたが、この木炭生産組合のほうから希望がなかった

ということで、売る木が切れなかったというような報告を受けたのですが、その木炭生産組合はどういう事情で今年は自重したのか、そこら辺の理由が分かっていたらお知らせ願います。

○委員長（畠山昌典君） 畠山室長。

○林業水産室長（畠山 進君） お答えいたします。

複数の生産者に確認をいたしましたところ、内容としましては現在手持ちの山がありまして、すぐ調達の必要がないというような理由と、あと別な生産者につきましては、大川財産区の立木を購入せず、自分の自宅から近い場所で民地の山を調達するというような方針というようなことのお話がありました。そういったことから、今年度売払いがなかったものでございます。

以上です。

○委員長（畠山昌典君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山昌典君） 質疑なしと認めます。これで歳出を終わります。

次に、歳入の質疑を行います。6ページを御覧ください。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山昌典君） 質疑なしと認めます。

歳入を終わります。

これで議案第17号の質疑を終わります。

これから議案第17号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山昌典君） 討論なしと認めます。

これから議案第17号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山昌典君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第17号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

席替え、はい。

◎議案第18号 令和4年度岩泉町水道事業会計補正予算（第2号）

○委員長（畠山昌典君） 続きまして、議案第18号 令和4年度岩泉町水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

佐藤哲也上下水道課長、どうぞ。

○上下水道課長（佐藤哲也君） 委員長、ここで水道事業会計の補正予算書に誤りがありましたので、正誤表の配付について許可をお願いいたします。

○委員長（畠山昌典君） はい、許可します。

〔正誤表配付〕

○委員長（畠山昌典君） どうぞ。

○上下水道課長（佐藤哲也君） それでは、この配付しました正誤表の内容についてご説明させていただきます。補正予算書の6ページの下から3行目でございます。1款2項2目2節の消費税及び地方消費税の節の番号部分に誤りがございました。正しくは、正誤表のとおり2節のところは1節となるものでございます。おわびして訂正させていただきます。誠に申し訳ございませんでした。

それでは、引き続きまして、議案第18号 令和4年度岩泉町水道事業会計補正予算（第2号）について説明させていただきます。

今回は、最終補正予算となりますことから、県の河川災害復旧事業等の進捗状況に応じた調整を中心に、収入、支出とも執行の精査を行うとともに所要の整理を行っております。

それでは、5ページからの予算事項別明細書により、主な内容について説明いたします。6ページをお開き、御覧ください。収益的収支の主な支出です。1款1項3目15節の工事請負費を147万8,000円減額しております。これにつきましては、県の河川災害復旧事業に関連した消火栓の移設及び給水管の切替え工事等について、工事实績に伴い減額するものでございます。

次に、1款2項2目1節、正誤表に該当する部分になってまいります。消費税及び地方消費税の659万9,000円の増額です。これは、令和4年度の消費税及び地方消費税に

ついて660万円を見込むことによる補正となります。

5ページをお開きください。収益的収支の主な収入です。1款2項5目1節雑収入のその他雑収益に134万7,000円を計上しております。これは、現在復旧工事を行っております二升石の仮取水施設の揚水ポンプの電気代について、岩手県から補償されるという内容のものでございます。

8ページをお開きください。資本的収支の主な支出です。1款1項1目15節の工事請負費について、合計で611万円を減額しております。これは、安家水道施設配水管工事以下、4工事の完成を受けての精算による減額となります。

7ページをお開きください。資本的収支の主な収入です。1款1項1目1節の企業債600万円、3項1目1節の物件移転補償費の119万2,000円のそれぞれの減額でございますが、資本的支出の減額に伴う特定財源の調整という内容となります。

3ページにお戻りいただきたいと思えます。総額についてご説明します。収益的収入の総額が3億9,501万3,000円に対しまして、収益的支出の総額は4億5,587万6,000円となります。

続きまして、4ページをお開きください。資本的収入の総額6億8,815万1,000円に対し、資本的支出の総額が7億5,486万7,000円で、資本的収入が資本的支出額に対して不足いたします6,671万6,000円になりますけれども、こちらにつきましては当年度消費税及び地方消費税、資本的収支調整額1,156万5,000円と引継金5,515万1,000円で補填するものでございます。

次に、9ページ以降でございますけれども、9ページ以降には財務諸表といたしまして、予定キャッシュ・フロー計算書、予定貸借対照表等をつけております。財務諸表の説明については省略をさせていただきます。

以上が補正予算の概要となります。

次に、ちょっと失礼いたしまして、令和4年度から令和5年度への繰越事業についてご説明します。まず、水道事業の予算の繰越しに関しましてですが、水道事業の予算の繰越しは、公営企業に移行したことから、地方公営企業法の規定に従いまして予算の繰越手続を行っていくこととなります。このことから、今回のこの補正予算書にはその内容の記載はございません。そして、記載がないということで、公営企業法の手続に従っ

て繰越手続を行っていくという内容が、補正予算としての議決は法令の規定により必要ないという内容となっております。議会のほうに対しましては、来年度の6月の定例会において、繰越計算書により繰越しの内容について報告する形となりますので、よろしくお願いいたします。

なお、参考までに、令和4年度の繰越し予定の内容についてでございますけれども、今岩手県の砂防事業を二升石地区、松橋地区で行っておりますが、こちらの二升石水道取水施設の移設関係の事業、そして河川改修事業に係る尼額地区の配水管布設替え等の事業などを令和5年度へ繰り越す予定と現在しております。繰越総額としましては、金額として2億6,500万円ほどを現在見込んでいるところでございます。

なお、水道事業におきましては、公営企業に移行後、今回が初めての予算の繰越しという形になります。地方自治法を根拠とする一般会計と官庁会計方式とは、手続の内容に違い等がございますことから、この場で繰越しとして予定する内容や手続についてご説明申し上げたものでございました。

以上でございます。ご審査のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（畠山昌典君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。審査の順序ですが、第2条から第7条までを条ごとに審査することとし、事項別明細書及び財務諸表については第3条及び第4条の審査に併せて質疑の対象としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山昌典君） 異議なしと認めます。

したがって、第2条から第7条までを条ごとに審査することとし、事項別明細書及び財務諸表については第3条及び第4条の審査に併せて質疑の対象とすることに決定いたしました。

これから第2条、業務の予定量の質疑を行います。1ページをお開きください。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山昌典君） 質疑なしと認めます。第2条、業務の予定量を終わります。

続きまして、第3条、収益的収入及び支出の質疑を行います。なお、5、6ページの

収益的収入及び支出の事項別明細書と、9ページから12ページの財務諸表についても質疑の対象といたします。質疑はありませんか。

○委員長（畠山昌典君） 6番、三田地久志委員。

○委員（三田地久志君） 貸借対照表で、令和4年3月31日現在の未収金が3,700万円ぐらい、それから今年度予定が1億2,000万円、この理由は、ちょっと金額が多くなっているような気がするのですが、貸倒引当金がさほど増えていないので、間違いなく入ってくるのだろうなと思うのですが、その理由についてお尋ねします。

○委員長（畠山昌典君） 佐藤課長。

○上下水道課長（佐藤哲也君） それでは、お答えいたします。

この未収金の内容でございますけれども、未収金につきましては水道事業会計が3月31日をもっての決算をするということで、官庁会計方式とは違い出納閉鎖期がございます。内容につきましては、これは県からの補償金を見込んでいる部分でございますけれども、県の補償につきましては、県は官庁会計方式であることから出納閉鎖期があるということで、その補償金につきましては出納閉鎖期の歳入を確実に見込めるところではあるのですが、扱いとしてはこの未収金のところに数字を落とし込んでいるということになってまいります。よろしいでしょうか。よろしく願いいたします。

○委員長（畠山昌典君） 8番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） 6ページの営業外費用のことで、実は既定の予算額が1,000円と、これは消費税及び地方消費税の関係ですが、1,000円に対して659万9,000円の補正を組まなければならないとなると、額的に大きいかなというふうなことで、昨年度の事業の消費税ということであれば、当初から見込まれる数字が、650万円とは言わなくても、500万円とか700万円とかと近い数字が出てもいいのではないかなと思うのですが、そういう計算というのは成り立たないのかどうかお願いします。

○委員長（畠山昌典君） 佐藤課長。

○上下水道課長（佐藤哲也君） こちらの消費税、今回の補正した内容につきましては、事業期間としましては令和4年度、今年度分に発生する消費税、これを現在補正したということになります。前年度のものであれば、確かにご指摘のとおり当初から計上可能でございますが、今年度の事業期間分の消費税を今回補正するという流れでございます

ので、当初1,000円から、そして今回確定見込みの事業費に対しての消費税を計算し、計上しているという形になります。

○委員長（畠山昌典君） 8番、坂本委員。

○委員（坂本 昇君） それも了解しました。ただ、予算を組み立てるときに、1,000円で組み立てているのと、660万円になるというふうなことになる、総体を組み立てるときに差異が出てきやすいかなと思うことから、4年度事業も推定をされているわけですね、予算編成していますので。そういうふうなことから、できるだけ近い形で予算を組んでいくと、別なほうの歳出なりに影響が出なくて済むのではないかということでございましたので、ご検討をしておいていただきたいと思います。終わります。

○委員長（畠山昌典君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山昌典君） 質疑なしと認めます。これで第3条、収益的収入及び支出を終わります。

続きまして、第4条、資本的収入及び支出の質疑を行います。7から8ページの資本的収入及び支出の事項別明細書と、9から12ページの財務諸表についても質疑の対象といたします。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山昌典君） 質疑なしと認めます。これで第4条、資本的収入及び支出を終わります。

次に、第5条、企業債の質疑に入ります。2ページをお開きください。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山昌典君） 質疑なしと認めます。第5条、企業債を終わります。

第6条、他会計からの補助金に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山昌典君） 質疑なしと認めます。これで第6条、他会計からの補助金を終わります。

第7条、たな卸資産購入限度額に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山昌典君） 質疑なしと認めます。第7条、たな卸資産購入限度額を終わります。

これで議案第18号の質疑を終わります。

これから議案第18号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山昌典君） 討論なしと認めます。

これから議案第18号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（畠山昌典君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第18号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上をもって本委員会に付託された議案の審査は全部終了しました。

委員長報告の作成については、私に一任願います。

◎閉会の宣告

○委員長（畠山昌典君） 以上で条例補正予算審査特別委員会を閉会いたします。

（午前11時21分）

岩泉町議会委員会条例第27条の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

令和5年第1回岩泉町議会定例会
条例補正予算審査特別委員会委員長

畠 山 昌 典
